

第120回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和7年3月13日(木曜日)

出席議員 (13名)	1番	大村 隼		
	3番	幸田 勝治	4番	高見 寛治
	5番	大内 将広	6番	金澤 孝良
	7番	児玉 雅善	8番	加古 原瑞樹
	9番	小林 裕和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ん 彥	14番	千 種 和 英
欠席議員 (1名)	2番	森 脇 裕 和		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上月支所長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三日月支所長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、昨日に引き続き、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、森脇議員より、本日の会議を欠席する旨の届けが提出され、受理しておりますので、報告しておきます。

日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、5番、大内将広議員の発言を許可します。大内将広議員。

〔5番 大内将広君 登壇〕

5番（大内将広君） おはようございます。通告に基づいて、3点質問させていただきま

す。

5番議席、公明党、大内将広です。よろしくお願いします。

まず、1点目は、学校体育館の空調設備推進を。

学校体育館は子供たちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担うが、近年は全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性は高まっている。18年には学校で小学生が熱中症で亡くなる痛ましい事故が起きた。政府は、公明党の浮島智子氏の要請に応じ、臨時特例交付金について、要件となる断熱性確保を空調設置と同時に求めないといった柔軟な運用を検討するほか、ランニングコストへの支援や、工事時期を通年で平準化している事例の周知などに取り組む方針を示しました。

公明党は学校体育館の空調について、5年をめどに100%設置を掲げています。

国は公立小中学校などの体育館への空調整備について、関連工事を含めた費用の2分の1を補助する。石破首相は「公明党の提言も踏まえ、整備のペースを2倍に加速する」と明言しています。

そこで、①子供たちが夏場は暑いから体育館が使えないのではないか。

②体育館は教育の場、避難所としても空調整備が必要で、文部科学省は、断熱性確保に必要な経費も補助対象としている。避難所だけでなく子供たちの熱中症対策にもつながる。子供たちや地域の皆さんのため至急、取り組むべきでは。

以上を質問させていただきます。

残りの再質問と通告は指定の席で行わせていただきます。よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 庵逾町長。

町長（庵逄典章君） おはようございます。

それでは、今日1日、また、よろしく願い申し上げます。

それでは、まず、大内議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

学校体育館の空調設備推進をとということでございますが、まず、こういう課題が近年出てきた原因というのは、もうこれは、いわゆる地球温暖化による異常気象にあるわけであり、この地球の温暖化という地球環境の激変は、本当に、人類の生命にもかかわる大変な問題だということで、世界的な課題として緊急に対応をしなければならない問題であり、温室効果ガスの排出削減は我が国にとっても重要な責務でもあります。

政府は、2050年までに「カーボンニュートラル」を実現するための具体的な方針を掲げて、世界に向けてCO₂の削減を2050年までにゼロにするという目標を約束をしているところであります。この目標を達成するにはエネルギー供給の構造転換、また、産業界での革新、そして住民の協力が不可欠であります。私たちの自治体におきましても、公共施設におけるエネルギー消費を削減するための努力を継続しております。

そうした状況の中、一方では、国においても熱中症対策のために、このたび空調設備臨時交付金制度も創設をされて、そして、空調設備の設置、特に学校体育館等に空調設備の設置を促しているわけでありますけれども、一方で、先ほど申し上げましたように、地球環境に対して、非常に大きな負荷をかけることは間違いありません。カーボンニュートラルを目指す観点から見れば、これは真逆の政策であり、国は、本当にこの環境問題に対して真剣に取り組んでいるのかどうか、こういう点について、私は、非常に疑問を持たざるを得ないというふうに思っております。

こうして、当然、熱中症対策というのは重要な、大切なことだというふうに、私も思っておりますけれども、快適性だけを求めるのではなくて、我慢できるところは、いわゆる我慢もしないと、エネルギーの消費、CO₂の排出を減らしていくということは、なかなか、これはできないということで、温暖化の問題については、こうした政策というのは、いわゆる私たちの生活の中で悪循環になり、これを断ち切ることはできないというふうに思っております。

そういう、まず、最初に、私のこうした政策が打ち出される中で、国に対して、国は、この両方、同じように進めていく、そのへんの非常に矛盾したところに対して、どう考えておられるのか。こういう疑問というものを申し上げたいと思っておりますし、この点につきましては、大内議員からもご意見をお伺いをしたいというところであります。

そうしたことを、思いを、私のほうも申し上げさせていただきながら、ご質問にお答えをさせていただきますけれども。

まず①点目の子供たちが夏場は暑いから体育館が使えないのではないかとということでございますが、現在、佐用町内の学校の運営の中で、体育館での熱中症対策といたしましては、窓の開放や大型扇風機による空気循環等を行って、授業や子供たちの活動を継続しております。また、そうした気温が高くなる時、しっかりと、管理をするために熱中症指数計、そうした熱中症に対して指数を計る指数計というのがあるようです。これを用いて、授業の実施ができるかどうか、実施可否を判断して、運営をしているということでありまして、これまで、中止ということには至っておりません。

次に②点目の体育館は教育の場であると同時に、避難所としても空調整備が必要であり、文部科学省は断熱性確保に必要な経費も補助対象としている。また、避難所だけでなく、子供たちの熱中症対策にもつながるために、至急に、これに取り組むべきではないかということについてでございますが、学校施設の整備に関しましては、こうして冷房設備等だ

けではなくて、老朽化した校舎外壁の改修、トイレの改修、エレベーターの設置、プールの管理費用など、限られた予算の中で優先順位を定めながら、児童・生徒の学習環境の向上に、これまでも、ずっと継続して取り組んでいるところであります。

空調設備については、全小・中学校の普通教室及び授業で使用頻度の高い特別教室については、既に全て設置が完了いたしております。一方で、町内の全学校体育館への空調設備整備については、これは非常に大規模な設備工事や電気容量の増量にかかる費用、また、設置後の運転経費などの検討が、これはしていかなければならないということで、まだ、体育館の、当然、そうした設備を設置している体育館はございません。

文部科学省の調査によりますと、全国の学校体育館等の空調設置率というのは約2割にとどまっており、国も整備を加速化をしているわけですが、特に令和6年度からは、避難所となる学校体育館等の空調設備に必要な経費を支援する、先ほども大内議員も申されました空調設備臨時特例交付金というのが創設をされたわけであります。

しかし、町内の学校体育館、これは、私とこの佐用町の体育館だけではなくて、全国の体育館というのは、大体同じような建物、構造になっておりまして、屋根や、また、壁、また、窓、建物全てが、構造上断熱性が非常に低い倉庫のような、そういう建物になっておりまして、冷房効果が十分に、これは得られないこと。また、体育館ですから、空間が広く、大規模な設備が必要になることというのが、非常に大変な課題となっております。

導入に当たっては、先行事例というものを参考にさせていただきながら、エネルギー効率の向上や、環境への負荷の低減、そして、また、これを使っていく上での維持経費など、総合的に、これは判断をする必要があるというふうに考えております。

さらに、エアコンの整備は、特定の学校のみを設置し、他の学校には設置しないというような対応は、これはなかなか難しい。佐用町で、例えば、それを設置するとすれば、どの学校にも設置をしていくという、こういうふうに考えなければならないということであります。

また、これまで台風や大雨時には、避難所ですね、これは4つの学校体育館、佐用小・上月小・南光小・三日月中と、これをまた、廃校を活用した社会体育施設6か所、利神・江川・幕山・久崎・中安・三河、この合計10か所を指定避難所として開設をしておりますが、避難人数というのが、今までも限られていることから、避難者の快適性を考慮した避難場所の在り方についても、改めて、この体育館がいいのか、もっと、やっぱり整備してきた、それぞれのほかの公共施設が避難所として適当なのか、そういうことを検討をするべき時期にあるというふうに考えております。

こうした学校運営や避難所の在り方については、今後、慎重な検討を進める必要があります。まして、国の交付金を活用して、全ての学校体育館、また、避難所を網羅することは困難であります。

さらに、先ほど申しましたように、工事費・維持管理費ともに大きな財政負担が生じることと同時に、私が非常に懸念をしております、冒頭申し上げました環境への大きな負荷、こういう点も、やっぱり考慮すべきだろうと、考えるべきだろうというふうに、今、思っておりますので、現時点で明確な回答をすることは難しいということ、ご理解いただきたいと思います。

また、先ほど申しましたように、避難所についての問題も絡めて、令和7年度から佐用町立学校の在り方検討委員会を設置して、今後の学校の在り方も検討していく中で、避難所の在り方も、また、併せて、今後の重要な課題として検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 町長からの答弁、ありがとうございました。

それで、まず、熱中症のことなんですけれども、やはり、平均気温は、年々、町長が言われたように上昇しています。熱中症の事故も、やはり増えてきています。

例えば、平成 27 年に年間 4,400 件あったものが、平成 30 年には 7,000 件を超える熱中症があります。

また、私たちが、教育現場で勤められている方、そういう方が通学していた 30 年前とか、40 年前とは、明らかに事情が異なっていると思います。

そういうことで、学生に、子供たちに我慢せよということは、理論的には難しくなっていると、私は、思っております。

そういうことで、やはり、この補助期間というのがありまして、空調設備の、それが令和 15 年まで補助が出ます。そういうことも踏まえて、計画的に今後取り組んでいてもらえば。今すぐというのは難しいと思いますが、そういうことで、年々上昇している。子供たちも、そういうことで、根性論だけでは難しい。授業も難しいということもありまして、そのへんを、私は、思っています。

そういうことで、今後、検討されて、令和 15 年度までには、何かよい方向で考えてもらえないかということをお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵逄町長。

町長（庵逄典章君） 今の状況というのは、私も十分に分かっているつもりです。

やはり、そうした地球温暖化が、どんどん進む中で、何とかエネルギー、こういう CO2 の削減を、一方で図りながら、そうした環境改善をしていく。この両立というのは、非常に難しいんですけれども、そういう取組をしなきゃいかんだろうと思います。

その中で、国において、ある程度期間を置いて、この事業を計画的にということで、打ち出されてきました。

こういう、どうしても設置しなきゃいけない場合に、国のこういった制度というのは、非常にありがたいことなんですけれども、しかし、ここに、本当にこれ、大内議員にも、また、公明党の国会議員の皆さんにもお伝えしたいんですけれども、今回、国が示した 1 か所、最高額、限度額があるんですね補助金の、交付金の、7,000 万円です。7,000 万円で、じゃあ、どんなことができるのか。やはり、冷房をして、効果的な、本当に使う電気を少なくして冷房ができるということを考えたら、最低でも建物を断熱性のある建物にしないと、ただ、今のまま、冷房機を、冷房を入れるだけだったら、どんどん暑いものが入って来て、熱が、どんどん、どんどんと伝わって来て、大きなのをフル回転しても、なかなか十分な冷房効果が得られないことは、これはもう分かっているわけですよ。

そうすると、建物の断熱工事を、断熱化をしようとする、今の体育館考えていただいて、天井から窓ガラス、壁、そういうところを、そうした断熱性のあるものに変えようとしたら、この 7,000 万円ぐらい、そこで要ってしまいますよ。

これ、私は、国に今まででも、教室につくれ。早く各学校に冷房設備をということで、交付金を出すということで、文科省出しました。

で、この時に、どこの市町も取り組んだんですけれども、その時も2分の1ぐらいの補助金を出しますということだった。

結局、2割ぐらいしか出ていないんですよ。

と言うのは、あの時も、これは文科省が、そういう現場のことを知っていないのかどうか分からないですけれども、機械設備だけを補助対象。当時、電気設備、そういうものは補助対象に全然しないんですよ。工事費も補助対象にならない。

結果的には、総事業費から見れば、半分だ。2分の1も出すんだというような話があったんですけれども、結果的には、その程度のものしか出ていない。このことを、私も、その当時、そうした国会議員との懇談会、そこには、文科省の行政局長も来ていました。その時に申し上げたんです。こんなことで、私たち、実際、実態は知っておられるんですかと。国会議員、知らないんですよ。全部、半分も補助金出しているじゃないかと。制度をつくったじゃないかと。だから、どんどんやってくださいという話だったんです。

でも、文科省の、その時の行政局長は、非常に答弁に困って、それは認めざるを得ない。だから、やはり、そういう今回の問題でも、7,000万円という、これは体育館の規模にもよります。でも、私たちの学校体育館というのは、小学校、中学校、ちょっと、違いますけれども、大体、同じような規模です。

その中で、先般、天井なんかは二重天井にする必要があるんですよ。屋根の下に、もう1つ天井をつくって、断熱材を入れて、そして、屋根からの暑い熱を下に降りてこないようにしなきゃいけない。

それが、わざわざ、天井が崩落するから、これ全部取り払えという指示があって、これ何千万円もかけて、天井張っていた分を取っちゃったんですよ。

これ、そして、今度、また、天井をつくらなきゃいけない。

それに、体育館の、今言いました壁なんかも、これなんかに、当然、断熱材を入れて、また、特に大きいのは、体育館というのは、明るさ、照明の明るさを取るために大きなサッシがありますよね。今回、この私たちの、この建物でも、今、一般の家庭でも、最低でもペアガラス、二重ガラスを使っております。だから、これもね、サッシなんかも全部変えなきゃいけないんです。

今のサッシの中に、じゃあ、ガラスだけはめ込むかいうたら、そんなことできないんです。

それが、多分、私は、ざっと計算しても、この7,000万円という中で、できるかどうか。

それに、今度は、空調設備、機械です。その機械も実際に、あれだけの空間を冷房しようとする、相当大きなものが、能力が要ります。

それも使おうとした時に、すぐには冷えませんから、学校としても、例えば、10時頃使おうとすれば、朝から冷房機をかけておかねばいけない。だから、それだけで、ちょっと、1時間ほど使って、後はほんなら使わないとかね。こういう形にはなってしまうんですよ。

だから、あと、その設備にしたって、電気、今、各学校受電設備をつくってやっています。この冷房だけでも50キロから100キロのキュービクル、電力が要ります。

そうすると、そういう電気設備も全部取り替えなきゃいけない。電気工事もやらなきゃいけない。

こういうことで、まあ、本当に、この倍の補助金、倍いうて、これ事業費ですからね、7,000万円といっても、7,000万円のうち3,500万円。2分の1といっても3,500万円しか出ないんですから、こういうやり方するのが、国のやり方なんですよ。

本当に、国のやり方というのは、こういうことしましたと。こういう対策を推進しています。これで、やりましたというふうに、国は言いますけれどもね、でも、実際には、現場に

おいては、そういう状況じゃないんだと。もっともっと財政負担が、財政の面からも負担がかかるわけです。そして、これを維持するためには、少なくとも1年間の毎年、毎月電気料、これ基本料何十万円です。

上月の、あそこのドームなんかもつけて、今、使っていませんけれども、おりますけれども、あれでも、月50万円ですよ。基本料金が。これが、ずっと、どの学校にもかかるんですよ。

そういう、経済的な、お金の面だけでは言えない。今、大内議員言われる子供たちの命や健康に関わることだと。それは、必要なものはつくらなきゃいけない。これは、よく分かっています。

しかし、国においても、そういうことを、きちっと把握した上で、本当に地方の財政に対しても本当の意味で支援をしていかないと、こんなもの、本当の支援にならないんです。

そういう点も含めて、これからどれぐらい、本当に経費がかかるのか。どういうことで、仕様で、どういう設備を、建物を改造していったら、少なくとも効率を上げて、環境負荷もできるだけ抑えて、また、そうした子供たちが活動できる、そうした体育館に改造できるのかということを、十分検討していかないと、今、ここで令和15年までと国は言うていますがけれども、その期間で全部やりますとかいうわけじゃなくて、やるとすれば、本当に、どの学校にも、これを設置しなきゃいけないし。

それと、避難所のことを、国は一緒になって言っているわけですよ。それは、文科省としても、それを絡めたほうが、安いですからね。財務省に対して。

でも、避難所については、私は、もう学校の危険性とか、いろんな問題もあるんですけど、まず、普通の避難所については、ああして地区にセンターとして、三日月の地区センター、上月の地区センター、それぞれ、きちっとした設備もある中で、そういうところを、まず、避難所に、今度、指定をしていくという、そういうことも同時に考えなきゃいかん。そういうふうに思っています。

はい、そういうことで、1つご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 確かに、体育館は、いろいろと断熱性のことも考えると、非常に経費も要ります。

それで、文部科学省が、ちょっと出しているある程度の、これは本当かは、よく分かりませんが、出しているものがありまして、その中で、これは東京なんですけれども、延べ面積が930平方メートルの広さのところで、体育館ですけども、ざっとの計算と思われます。工事費が空調設備で3,900万円。これは断熱性のない体育館として。それで、断熱性改良を全然しないということであれば、定格冷房能力が128キロワットのものが要って、室内機が8台。室外機が2台要るということで、電気代が1年当たり280万円要るというようなことが出ています。

で、断熱性を確保した体育館では、空調設備が2,600万円。断熱化改修が4,000万円。定格冷房能力が70キロワット。室内機が5台。室外機が2台で、年間140万円で済むというようなことを言われています。

そういうことで、断熱のやり方も、いろいろと各地域で、既にやられているところを参考に、断熱のことをしてはどうかとは思っています。

例えば、屋根の遮熱塗装というのが、大体工事費で体育館面積が940平方メートルで、

550 万円ぐらいでできています。

それから、天井の遮熱シート貼りとか、いろんな方法ですれば、より安くて窓の日射調整フィルム貼りとか、そういう、いろんなことで例が出ていますので、そういうことも検討して、もし少しでも安くできるんだったら、考えてもらってしたらいいのではないかなとは、私は思っていますが。

それと、やはり、何か災害があった時に、ああいう大きな体育館というのは、非常に避難所としても、やはり必要ではないかなと思います。そういうことも踏まえて、よそによれば、電気が止まったりした時には、ここらだったらプロパンガスとか、そんなを利用した、そういう空調設備と。それから、電気なんかも、その時に使えるようにするような対策もしながら使われているところもあります。

そういうことも、いろいろ検討してもらって、進めてはどうかなと思っていますので、その点、よろしくお願いします。以上です。

私の質問は、これで空調のほうは終わらせていただきますけど、何かほかにあれば、ちょっと、お伺いしたいんですけども、別にないですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、少しでもエネルギーを削減しながら、そうした環境をつくっていく、空調、これは省エネということで、それぞれ、いろんな体育館だけでなく、これまでの学校にも、また、こういう建物にも全て、また、各家庭の住宅でも、そういう取組がされてきております。

ただ、それは 100%ゼロにできるわけじゃないんで、それは、相当、快適な生活を人間求める以上、どんどんと片方では、エネルギーを使って、それが CO2、温暖化につながってきているという、そういう矛盾点を抱えているわけです。

そうした省エネの技術というのは、いろんなところで開発をされております。

ただ、それは、特に完全なものというのは難しいんですけども、今、言われたような文科省が出して来たり、何かしている、本当に、安くできればこうなりますよと、例えば、屋根の断熱塗装とか、これは以前からありますけどね、これは効果は、本当にわずかです。それから、シート貼っても、サッシに断熱フィルムと言いまして、そういうメーカーが、こういう効果がありまよってつくっているんですけども、私とこでも、30 何年前に隣の保健センターというのを、あれつくったんですけども、屋根に、あそこにガラスの天井みたいなのつくっています。それが非常に西日が入ったりして、非常に、ものすごく暑くなるので、当時の断熱シートというのを壁に、ガラスに貼っていますけどね、まあ、気休め程度なんですよね。

ですから、やはり、やるとすれば、それをきちっと、本当にできるだけことは、今、しなきゃいけないと思います。

ただ、そうすれば、それなりのコストがかかる。

文科省が、これを算定しているというのは、文科省は、本当に、もっと、どんな方がされているのか。それは、優秀な方がされているんでしょうけどね、今、お話のような、どこまでということ、中身を見ないと分かりませんが、これまでも、先ほど言ったように、各教室のああいう冷房をつくるだけでも、全く、そういう経費なんていうのが見られていないというような、あんなずさんなことをされて、そういう補助制度つくった、つくったと言われたのでは、私たちは、たまったもんじゃないんですね。

ですから、そのへん、中身をよく、私たちも検討させていただき、各担当としても、そういう特に財政面と環境面、この両方を、少しでも、どちらも、やっぱり考慮した事業として、最低限のことは、やっぱり方向としては考えていくということは、今の段階では考えていかなきゃいけないとは思っていますどもね。

その点、国会議員の皆さんにも、ぜひ伝えていただきたいと思います。はい。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 教育の観点からも、私からも言いますけれど、町長と考えは同じですので、学校現場としては、ある体育館には冷暖房がついて、ほかの学校にはついていないというような不公平感はないようにはしたいというのが1つありますし、それと同時に、佐用町でも熱中症の指数を、ある程度、基準を決めておりますので、それに従って、この時期は運動は避けようとか、この日は激しい運動だけはやめようとかいう、そういう基準を設けて取り組んでおりますが、今のところ、体育館については、そういう中止になるようなことはございません。

外については、やはり、どうしても中止になる場合があったりとかということはありませんけれど。

それと、同時に体育の授業ですけれど、小中学校で学年によっても差がありますが、多くても週3時間です。だから、一週間で29時間ほどの授業の中で週3時間、小学校で言えば6学年があっても18時間しかないの、それを、ほんなら、例えば、町長言われたように、1時間目に使います。次、ほんなら5時間目に使いますと言った時に、一旦切ると、じゃあ、45分や50分の中で、どれだけ体育館が冷えるかとなると、朝から1日中入れておくようなことになるというようなケースも出てくるんじゃないかと思えますし、じゃあ、ほんなら、体育の授業を全部固めろと言われても、やはり時間割をつくる上で、かなり、今、苦勞しております。

例えば、理科室とか音楽室とか被らないように時間割を組んでいきますので、あるいはALTもおりますので、ALTが来る日、あるいは時間を強制的に決めていますので、そうやって、時間割に制約が出てくると教育課程を実施するのが難しくなってきますので、やはり、そういうケースも含めて、これは慎重に検討していく必要があるんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） どうもありがとうございました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

2点目の質問です。ひょうご農林機構、旧みどり公社と町内山主の分収造林契約及び佐用町と町内山主の分収造林契約について質問させていただきます。

分収造林は、高度成長期の住宅建材確保などを目的に国策として1960年にスタートされ、兵庫県では62年頃但馬や西播磨地域を中心に杉、ヒノキが約2万ヘクタールほど栽培されています。公社の分収造林事業に伴う借入金が約682億円に膨らんでいることで破綻状態にあると報道されています。

そこで、①本町の山主と公社との分収造林契約の件数と契約面積は。また、分収率はどうか。

②今後、公社分収事業が破綻して契約が解約されることはないか。

③佐用町と山主との分収造林契約の件数と面積は。また、国産材の価格低迷で全国的に分収造林事業が困難な状況だが本町の今後の見通しは。

④本町の分収造林契約林の間伐で収入が得られる契約地はどのくらいあるのか。また、担当職員は、植栽後の契約地の現地、状況調査され、森林施業計画に基づいて施業実施されているのか。

山主の方は心配されており、今後どうなるのか、現時点での状況を分かっている範囲でお聞きします。よろしくお願いします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、大内議員からの２点目のご質問でございます、ひょうご農林機構と町内山主の分収造林契約、また、ひょうご農林機構の、かつて兵庫みどり公社ということでございますので、公社造林のご質問と、それから、佐用町と山主が分収契約をしております町行造林と言われる、この造林事業について、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の佐用町内の、いわゆる公社造林と言われる件数と面積、その分収率ですね、契約分収率についてお答えをさせていただきます。

件数は 83 件、面積 890 ヘクタールで、分収率は、契約当初は所有者が 4 割、四六の契約でありましたけれども、平成 24 年に全ての契約地で所有者が 2 割ということに変更されております。

次に、②点目の質問であります、公社分収事業が破綻して契約が解約されることはないかということについて、お答えをさせていただきます。このひょうご農林機構の分収造林事業は、議員ご発言のとおりで新聞等でも報道されておりますとおり、債務超過に陥り、破綻状態でございます。県では、令和 4 年に「分収造林事業のあり方検討委員会」を設置され、私も、その委員として検討会に参加しております。その中で、現在の日本全体のこうした山林事業の状況、これは公社造林だけではなくて、国が担当している公団造林、また、町の町行造林、そして個人の、それぞれの山主さんが木を植えて施業をされている、そうした個人の事業も、みな同じで、これは事業としては、採算が合わない。いわゆる事業としては破綻状況にあるということは明らかでありますけれども、やはり、森林のこの多面的機能、こういう問題が片方にはあります。そういう中で、行政としては、特に町もですけど、県行政、分収造林について、この多面的機能を、今後とも維持していくという、こういうことを、やっぱり行政の責任として、これは継続していかなくちゃいけないということは、意見として申し述べさせていただいております。その委員会において、令和 6 年 5 月に報告書が取りまとめられて、県に提出をされているところであります。

現在、ひょうご農林機構においては、分収造林事業は多額の債務超過により、経営的に事業が成立せず、事業継続は事実上不可能という結論に至っておりますが、しかし、一方的に、この分収契約を解除されるということになれば、山主の皆さんが困惑されることは明白でございますので、県において、新たな森林管理のスキームを検討されております。その検討内容について申し上げますと、一定の収益が見込める、いわゆる経済林と言われる部分については、民間による経営に移行し、収益が見込めない非経済林、そういう

山林については、自治体を中心とした公的管理に移行したいというふうにされております。いずれにしても、円滑な森林管理体制の継続のために、今後とも県の役割を果たしていかなきゃいけないということは、検討をしているということでございます。

なお、本町において公社造林は、それぞれの団地において一定規模の森林面積を保有しているため、経済林となりうる見込みもございますので、本町においては、佐用町が、これを引き継ぐことを基本に、県の主導のもと、ひょうご農林機構、土地所有者との協議も今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、③点目の町行造林の件数と面積、分収率、お答えさせていただきます。これは、町がそれぞれ町事業として行ったものでありまして、件数は**62件、250ヘクタール**で、分収率は基本的に所有者が4割。当初、これ公社造林、また、公社造林と同じように分収率4割で契約をしておりますけれども、町行造林については、この契約変更、分収率の変更は、これまでいたしておりません。今後の見通しにつきましては、議員、ご発言のとおり、林業自体が産業として、ずっと低迷を続けておりますので、明るい兆しはございませんが、補助金を活用して搬出間伐等に取り組み、できるだけ所有者の皆さんに還元できるように努めてまいりたいというふうに考えております。最近の森林施業は、林業事業体が実施する森林経営計画制度により、面的に間伐等の整備を進めることが基本となっておりますけれども、その計画地内に町行造林地があれば、併せて間伐等の施業を行うようにしております。なお、伐期に達しつつある契約地も多くありますので、それぞれの団地において将来計画を検討してまいりたいというふうに考えます。

最後に、④点目の町行造林で間伐収入が得られる契約地はどのくらいあるのかというご質問でございますが、施業の仕方によって、これ事業費は大きく異なっておりますので、一概に申し上げることはできませんけれども、先ほど申し上げました森林経営計画制度によりまして面的に施業を実施することでコストの縮減を図っておりますし、繰り返し使える林道を設置することで、次回以降のコストの削減を図っております。間伐事業では、大きな収益は見込めませんが、国や県の補助制度を最大限、活用しておりますし、町単独事業で補助金を上乗せして、また、森林所有者に1ヘクタール当たり5万円を直接支給する町単独森林保全間伐促進事業によりまして、事業収支が赤字にならないように工夫することで、森林所有者の方に、より森林整備に参画いただけるように努めております。これらの施策の実施によりまして、近年においては、間伐事業で地元負担金をいただくことはございませんし、少額ではございますが、山主のみなさんにお返しをすることもできております。

また、担当職員が契約地の状況を調査し、森林施業計画に基づいて施業実施されているのかというご質問にお答えさせていただきますけれども、議員の申されました森林施業計画制度につきましては、現在は森林経営計画に制度改正されておりますが、先ほど申し上げましたとおり、森林経営計画地内にある森林から優先的に施業を進めております。なお、担当職員が全ての契約地を巡回するようなことまでは実施できておりませんが、令和2年に実施した航空レーザー測量の成果がございますので、森林GIS等で確認をしております。また、森林組合においては、契約地を把握しておりますので、常に情報を共有して、森林組合から施業の提案を受けて森林整備を実施する場合もございます。

最後になりますが、議員のご発言にございましたとおり、山主の方が今後のことを心配されているということは、まさしく、そのとおりであろうかというふうに、私も思います。一方で、自分で何もできないから、何もするつもりがないという山主さんもいらっしゃいます。そのため、町が森林を公共の財産として、山の管理を引き継ごうとしているものでありまして、町有林化促進事業を始めとする佐用町独自の森林経営管理制度に取り組んでいるところでございますので、分収造林事業の今後についても、それぞれ山主の皆さんに

も積極的に関与し、今後、町行政としても、町としても、分収造林事業の今後についても、積極的に関与し、県と協議し取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、山主の皆さんには、また、状況によっては、それぞれ当然、県からの説明もありますし、町としても、必要なご説明はさせていただきたいということで、ご安心をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 非常に詳しい説明ありがとうございます。

町長が言われたように、分収地を含む森林管理の在り方に関する報告書いうのを、僕も、ちょっと出してきました。そこに書いてあるように、今後の考え、新たな森林管理スキームへの移行ということも書いてありました。

それで、基本的な考えで、森林経営計画制度と森林経営管理制度、この2つを2軸として人工林管理への移行をしていくというようなことを書いてありました。

これ、ちょっと見よったら、はっきり、もうひとつええがいに説明が分かりにくいので、ちょっと、このへん説明は、ちょっと、難しいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

非常に複雑な制度の部分もございますので、なかなか、みなまでこの場で説明するのは難しいんですけども、佐用町の場合で申し上げさせていただきますと、森林経営管理制度と、森林経営計画制度、議員2つの制度のことをおっしゃいましたけれども、佐用町では、森林経営管理制度というものは、現時点で実施をしておりません。

この制度はどういったものかと言いますと、それこそ、ご自分で管理できない山を、一旦、町に預けられるわけですね。町が整備して、何年後かにお返しするという制度であるんですけども、そもそも、今、管理できていない方に整備してお返ししたところで、その方、その後、返していただいた後で管理できるかということ、なかなか難しいということがございますので、今時点では行っておりません。

その代わりというとなれなんですけども、今、町有林化を進めていっています。要は、所有権自体から、所有者の皆さんに成り代わって行政が責任を持って、後世に向けて森林整備をしていこうという取組をしております。おそらく日本中でも、なかなか、そういった自治体はないというふうに思っていて、そこで、一旦、森林所有者の皆さんの責務がなくなるというメリットもございますので、この制度を進めていきたい。

それと、もう一方が森林経営計画制度ですね、これは町長の答弁の中にもございましたように、林業事業体が面的に、ある程度、大字単位とか、そういった範囲で間伐とかの施業を進めていく、こうすることで施業に対しての補助金が国から交付していただけますので、そういった財源を活用して持続可能な林業経営に取り組んでいこうという、その2種類でございます。

すみません、ちょっと、長くなっちゃいましたけれども、そういった制度の内容でござ

います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） いろいろと丁寧な説明ありがとうございます。

今、言われた町有林化で、今、最終的に町有林化で 5,000 ヘクタール言いよったったんかな、で打ち切ることが謳ってあるんですけど、こうして分収林でも、なかなか、いろんな方向でやっているんですけど、町が、それだけを購入して、それを、どういうふうな管理をされるのかなというのを、ちょっと、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 管理をする。そのどういう管理という内容を、どのように皆さんイメージされるか、ここによって非常に違うと思うんですよ。

昔のように、山林が大きな資産価値があり、いろいろと利用をしていく、そうした資源価値があれば、皆さん、誰も山に入って木を切って、山をきれいにしていくということが出来ますけど、これができないから、個人ではできないから、町がとりあえず町として全体的な山を土地の登記も含めて、しっかりと後世に整備していこうと、保持していこうということが町有林化の 1 つの大きな目的です。

ですから、利用できるところは利用しますけれども、今の状況の中で、林道もない、作業道もない山の上のほうまで、じゃあ、木があそこに枯れているから全部切るとか、山がそういうことで、木がどんどんと大きくなってしまって、状態として倒れてというような倒木があるとか、それを、ほんならきれいに搬出するとか、そんなことは実際できるはずもないんですよ。

ですから、個人が所有していたとしても、何もできない。そういう状況の中で、町としては、まずは土地そのものが、誰のものか分からないようになってしまうと、そして、そういうことを防ぐということと同時に、やはり、ある程度、まとめて、やっぱり規模的に、計画的に施業、今まで植林してきて、植えてきた、育ててきた木なんかが活用できるところは、当然、活用をしていく。だから、効率的に活用できることはする。そうじゃないところについては、言わば、そのままずっと保全しなきゃいけない。国も県も言っているのが、環境林とか経済林とか、そういう分けてと言っているところは、そこなんですよね。

分収造林においても、本当に、なかなか施業ができないようなところまで、全部、木を植えてしまっているわけです。でも、そういうところは、もう、このまま自然に任せていかなしょうがないだろうと。ある程度、経済的に搬出できたりして、幾らかでも資源として活用できるところは資源として活用しましょうということなので、先ほど言われた、私が 5,000 ヘクタールぐらいが 1 つの目標だと言っているのも、これで打ち切りとか、そういうふうに思われるのかもしれませんが、山の状態としては、今の山林の所有者の状況を見れば、なかなか、これから、さらに山林を経営して整備していこうという人は、当然、生まれこないと思います。

さらに、もっと、どんどんと、放置される人が増えてくるんだと思います。

だから、本来は、個人の方が、ちゃんとやっていただくのが原則ですけども、それが

できない部分について、当面、町も幾らでもというわけにもいかないし、基本的に個人が管理していただくことが原則ですから、当面、5,000ヘクタールぐらいというのは、これは町の面積の約20%、山林の20%ぐらいを1つの目安として考えているわけでありまして、これがすぐできない。5年後、10年後、もっと、そういう状況が生まれてくれば、さらに町有、公有林化をしていかなきゃいけない状況が生まれるかどうか分かりません。これは、当面の1つの指標、数値として上げているだけだというふうに考えていただきたいと思います。

だから、5,000ヘクタール、全部したものを、全部伐採、例えば、木を切って資源化して、また、そこに再造林する、こんなことは、とてもとても、それは不可能です。できません。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） 町のそういう町有林化する、それ自体は、僕は、そんなに反対はしないんですが、今後のことを考えると、それが負の財産にならないように、何か町として運用ができないかなということも、今後、考えていかれるのかなと思います。

それで、僕は素人考えなんです、佐用町が1つの山としたら、計画的に1年ごとに、ここの木を切って出荷し植えて、それがずっと続くようなあれが、50年か100年ぐらいの大きくなるんだったら、1年ごとに100年ぐらいの単位で計画的に分けて、ほんならずっと仕事が続くのではないかなと思われるわけです。単純な考えなんですけども。

今までは、所有者というのが個人やから、みんな一緒に植えるということなんですけど、今度、町が管理すると、順番に地域的に計画的に考えて、佐用町が1つの自分の持ち主としたら、1年目はここへ植えて、ここをしていう感じで、コントロールできて、ずっと仕事ができるのではないかなと思うんですが、そのへんは、どう思われますか。単純ですけど。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 個人が個別に小さな面積で持っておられるよりか、町が、そういう面積まとめて、効率的に、そうした計画的に施業をしていくという、このことは、当然、考えていかなきゃいけないし、考えております。

ただ、山を、佐用町の山見ていただいて、じゃあ、大内議員が言われるように、順番に、順番に、ずっときちっとやっていけば、それは50年後には全部できるというような面積ではありませんし、1年に、そういうことができる面積というのは、今、森林組合やなんかでやっている間伐だけでも、100ヘクタール近くぐらいですよ。200ヘクタールも、なかなかできません。それも施業をしていただく作業員が、もう本当に今は少ない。いません。

それと、採算性が合わない。今ね、それが仕事になると言われますけども、やっぱりもうかつての仕事ですからね。ただで、誰も仕事をするわけじゃありませんし、そういう中で、やはり、もっと条件的に不利地というような道路もない、今、そこへ、ちゃんとした林道でも、町道でもついておればいいですよ。そういうところのところというのは、本当に少ないんですよ。

だから、そういうことまで、ちゃんと整備しながら、少しずつやっていかなきゃいけない

い現実があるわけだね、そんなに山というのは簡単なものではないということです。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。以上で、この分収の話は終了させていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

認知症の人に寄り添った地域社会の構築をということで、令和6年1月、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を目指すため「認知症基本法」が施行。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人ができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」を示しました。

①認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進は。

②認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア法であるユマニチュードの普及の取組は。

③地域における認知症ピアサポート環境の整備の取組は。

④認知症の人の行方不明者対策の取組は。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの3つ目のご質問でございます認知症の人に寄り添った地域社会の構築をについてのお答えをさせていただきます。

議員ご承知のとおり、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、令和6年1月に策定されました。佐用町におきましても第9期介護保険事業計画におきまして、法律に基づいた施策を掲げており、全ての人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、施策を推進しております。

まず、①点目の認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組の推進についてでございますが、町では認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族を支援するため、認知症サポーター養成講座の企画・立案・講師役を務める「キャラバンメイト」の支援、そしてそのキャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座の開催、認知症の人とご家族、地域住民など、誰もが気軽に参加し楽しく交流ができるいこいの場として認知症カフェの推進、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの推進、また、アルツハイマー月間の9月には、町広報誌へ認知症の人への理解を深める記事の掲載、民生児童委員会などで認知症についてのリーフレットの配布、また、図書館では、認知症に関連する書籍のコーナーの設置や、認知症への理解を深めるポスターを掲示するなど、広く取組を進めております。

認知症サポーター養成講座につきましては、令和6年度において、これまで7回開催し、181人が新たな認知症サポーターとして登録をされております。

次に②点目の認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア法であるユマニチュードの普及の取組についてでございますが、ユマニチュードとは、認知症ケア技法の1つだということ

であります。「あなたのことを大切に思っていますよ」というメッセージを常に発信し、人間らしさを尊重し続け、関係性を築くことに基づく、認知症の人に特に有効といわれるケア技法だというふうに聞いております。取組といたしましては、兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の認知症看護認定看護師により佐用町の医療・介護連絡会において、ユマニチュードについての研修会を行い、町内各施設などにおいて普及を図ってきております。認知症ケア方法につきましては、ユマニチュードだけでなく、様々な方法がありますので、研修会や事例検討会などを重ねながら、認知症の方に対するケア方法について継続した学びと普及に努めているところでございます。

次に③点目の地域における認知症ピアサポート環境の整備の取組についてでございますが、認知症ピアサポートとは、認知症の人やその家族がピア（仲間）として悩みや体験を共有し、互いに支え合うことを言います。佐用町におきましても、チームオレンジの中で認知症の本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う「本人ミーティング」を推進するため、チームオレンジ推進連絡会を開催いたしております。

最後に④点目の認知症の人の行方不明者対策の取組についてでございますが、町では「認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業」を実施いたしております。行方不明になるおそれのある認知症高齢者の方などにあらかじめ「見守り・SOS ネットワーク」への登録をしていただくことにより、早期発見・早期保護につなげるための仕組みを構築をしているところであります。このネットワークは、西はりま消防組合佐用消防署・たつの警察署・町消防団をはじめ、地域 90 か所の事業所に協力機関となっていており、連携して高齢者の見守りを行っております。また、年に 1 回、情報伝達模擬訓練も実施し、取組の強化を図っているところでございます。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） ありがとうございます。

まず、認知症の理解を深めるのに、いろいろとされていることで、素晴らしいと思います。

それで、一番、ちょっと最後のことで、行方不明になられた時の対策として、GPS 端末のそういうようなんをつけたり、QR コードが記載された服なんかを貼って、分かるようにしてあるのか。佐用町では、どういう方法をされていますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

SOS ネットワーク事業ですが、事前に登録ということで、その登録の方には、事前にシールをお配りしております。それで、シールですと、いろんなところに貼ることができますので、服であったり、ズボンであったり、靴であったり、持ち物であったり、そういったところで、何を持たれるか、着られるか、履かれるかが分からないので、複数のところに印がつけれるように取り組んでおります。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） シールを貼るということは、結局、誰かが、そのシールを見て報告
いうか、お知らせを、情報を流すということでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） SOS ネットワーク事業は、今、町長の答弁にありました消防署
ですとか、警察署、あと 90 の事業所が事前に登録された方をお知らせしておいて、もし、
行方不明になられた時には、すぐに連絡を取って、町内出られる時に見かけられたら連絡
をくださいという、そういった体制を取っております。

それと、ちょっと、あの方は、ちょっと心配だなと思う方があったら声かけされて、そ
のシールがついていたら、警察なり、連絡された時に、通報された時に、そのことをお伝
えしていただいたら地域包括支援センターに連絡が来る。そういうシステムです。以上で
す。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） GPS の端末や、そんなんがついて、例えば、家族の方が行方不明に
なったという時には居場所が分かるというような、素早く分かるというような方法は取ら
れないんでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） 今現在は、そのことは考えておりません。シールを考えており
ます。

佐用町では、今、答弁にもありました認知症サポーター、令和 5 年度は 7 回 219 人、先
ほどの答弁では令和 6 年度の数字で途中までの数字だったんですけど、延べ 5,583 人が認
知症サポーター。これ認知症カフェも 5 か所で開催していて、認知症の人であったり、家
族、医療介護の専門職の方、地域の人などの集いの場となっていたり、民生児童委員さん、
福祉委員さんや、その SOS ネットワークの人、地域全体での見守りで、地域共生社会を目
指しておりますので、そういった GPS よりも人の力で、今は、見守りを行っている。地域
全体の力で見守りを行っている。そういうことを行っております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君）

大内将広議員。

5 番（大内将広君）

その見守り隊も必要なんですけれども、やはり、僕、私自身も昔は、また、違っていたんですけれども、昔に消防にいた時に、行方不明になられた方がいて、山をずっと歩いて探したりしたんですけれども、そういうことも考えられるので、すぐに分かるような、そういう GPS か何か、そういう、この今、技術が発展していますので、そういうのを取りついたら、より早く発見できるのではないのでしょうかと思います。それが、1 点、思いました。

それと、②番目に、ユマニチュードの、そういう、この利点が介護される方も負担が軽減されるということで、これは非常によいという話を聞いたんですけれども、これは、今、いろいろと取り組んでおられると思いますけれども、その点のことも、ちょっと、お話をお伺いしたいなと思いますので、取組の内容を教えてほしいです。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君）

江見副町長。

副町長（江見秀樹君）

お答えします。

②点目のユマニチュードについては、後ほど、高年介護課長のほうから、お答えをさせていただきますと思いますけれども、先ほど、GPS のお話がございました。

確かに、そういう技術が役に立つということは、当然、私たちも考えておりますけれども、ご承知のとおり、そういうタグみたいなものをつけるにしても、例えば、何につけるのか。毎日、同じ服を着るわけでもないし、一番考えられるのは靴とかですね。ですといいんですけれども、靴も何足もあれば、それを履いて出られるということも、確実ではない。こういったことがありますので、なかなかこれ、この GPS というのも、課題はやっぱりあるということです。

数千円程度で、そういうタグというのはありますので、あるようですので、そういったご心配のご家族には、そういうことを活用していただくというのも、もちろん 1 つの手法ではあるかなというふうに思います。

それと、今後ですけれども、携帯電話をお持ちの方、特に、スマートフォンをお持ちの方は、電波がないところでも GPS の機能というのは生きておりますから、スマホを常に持っておられる、まあでも認知症の方ですので、そこも、ちょっと確実とは言えませんが、そういう時代も来れば、また、そういう技術が解決してくれる部分というのものもあるんじゃないかなというふうには思っております。私のほうからは以上です。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君）

山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君）

ユマニチュードの取組のことについてですが、先ほど、答弁にもありました医療・介護連絡会での研修会、あとそれを、それぞれの専門職の方が持って帰られて、それぞれの施設で研修を受けられたことを、また、その施設内で研修をされて、全体に普及していただいている。

ユマニチュードというのは、1 つの技法であって、それ、まだ、ほかにもたくさんあるんですけれども、それぞれの施設で入所されている方に合った接し方というのをされてい

と思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） この認知症のことに關しては、私自身も、もうそれに近いような年齢に、だんだんできてきているんですけども、年も、もうじき 70 になります。

そういうことで、いろいろと仕事のほうに關しても、そういう方も仕事ができるような場所づくりというのは、何か考えられているでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） はい、お答えします。

実際、その方が仕事ということですが、実際、仕事がどこまでできるかというのは、ちょっと、ここでは分からないんですけども、そういった地域の人での話し合いで、その人との本人ミーティング、意見を出し合って、できるだけ地域で活躍の場を持つことができるように、全ての人が活躍の場を持つことができるように、それは推進していっているところです。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大内将広議員の発言は終わりました。

続いて、13 番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡きぬゑ議員。

〔13 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13 番（平岡きぬゑ君） 13 番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、財政調整基金の有効活用と、三土中学校跡地、まなび舎農園事業の 2 項目について、質問を行います。

まず、1 点目の財政調整基金の有効活用について質問します。

総務省は、基金は優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいと、自治体に要請しています。町の財政調整基金残高は、令和 5 年度末で 26 億 5,284 万円余であり、この基金を使い、暮らし・教育・福祉など安心安全なまちづくりに使うことを、私は求めてきています。

これまで何度も求めてきた具体的施策への活用について、その見解を改めて、お伺いいたします。

まず①、加齢性難聴者への町独自の補聴器購入助成は、聴力低下による認知症やフレイ

ルの進行を予防し、社会参加や地域交流の促進を図ることを目的に実施する自治体が、現在、増えてきています。そこで、改めて、町の見解を伺います。

②点目に、保育料の第1子からの無料化に必要な実施費用は幾らか。また、その実施する上での考え方をお伺いします。

③点目に、学校給食費の完全無償化の費用について幾ら必要になりますか。また、給食食材の地産地消を一層すすめ、地域農業の振興に取り組むことについて、この点も見解を伺います。

④点目には、生理用品を小中学校のトイレに設置することについて、かつてコロナ貧困問題として、議会で取り上げてまいりましたが、人権問題としての認識があるかどうか。この見解をお伺いいたします。

以上、よろしくご回答のほど、お願いいたします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金の有効活用というご質問でございますが、これまで何度も、こういう、この問題について、ご質問があり、そのたびにお答えをさせていただいておりますが、改めて、ご承知のとおり、財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金でありまして、地域経済の不況などにより大幅な税収の減に見舞われたり、災害の発生などにより予期せぬ支出増加などを余儀なくされた場合に備え、積み立てております。町の財政運営上の基本的な積立金であります。

平成21年の台風第9号災害に見られるように、国や県の財政的な支援には一定の時間を要するために、不測の事態に迅速に対応し、いち早く災害対応予算を編成するには、一定程度の財源を確保しておく必要がございます。

また、本町では、歳入総額に占める地方交付税の割合が約半分を占めるなど、依存財源に頼る構造となっております。そのため、国の政策によって普通交付税の措置額に年度間の変動が生じることがありまして、その差額を調整する役割も果たしております。

加えて、昨今の予算編成におきましては、人件費やデジタル化、物価高騰に伴う諸経費が増大しており、合併特例債が終了する中、今後は、財政調整基金だけでなく、全ての基金について、これまで以上に有効に活用していく必要がございます。

平岡議員や児玉議員による共産党議員団から、毎年、新年度の予算編成に対する申入れを受けている中で、そこに書かれている要求書の第1に、いつも基金のため込みをやめて、若者定住や、また、子育て支援に使ってほしい。使えという要望が書かれております。

確かに、現在、佐用町は他市町と比較をいたしまして、多くの基金を保有しておりますが、これは私は合併以来、財政の健全化、安定化、これは町政運営の中で、あらゆる施策を行う上で、重要なことだということで、計画的に、効率的な行財政運営に取り組んだ中で、結果的にこうした、今の財政基金等の積立てもでき、こういう状況をつくってきたわけであります。

一方で、他の市町に比較をいたしまして、行政サービスをはじめ、いろいろな施策、いろいろと合わせて、総合的に見ていただいて、大きな遜色はないというふうに思っております。

財政運営は目の前のいろいろな課題に適宜対応をしていかなければなりません、10年、また、20年先を考えて計画的な運営をしていくことも重要であります。それが、町民のた

めであり、町に課せられた責務であるというふうに、私は思っております。このことは、これまで何度も、そうした、いろんな機会に説明をさせていただいてきたところでありましてけれども、平岡議員には、なかなか、それが理解をしていただけておりませんが、今、保有している基金ぐらいでは、これから訪れる佐用町の人口減少が進む中での生活インフラの維持等、これを町民に対して、そうしたサービスを行っていく上で、決して、私は、十分であるというふうには思っておりません。

水道1つ取りましても、他市町では、最近、料金の値上げを次々に行ってきております。どの市町においても、当然、値上げはしたくないという思いはあると思いますけれども、運営ができなくなって、やむを得ず値上げをしているわけであります。佐用町においても、人口減少が進み、設備が老朽化する中で、水道、下水道、これを維持していくことは、非常に、これから大変な課題でありまして、料金につきましても、当然、他市町と同様に値上げを町民の皆さんにお願いをしていかなければならない状況にあるわけでありましてけれども、今般、公営企業会計に移行した中で、この企業会計の中に基金をつくって、上下水道に、それぞれ基金、それぞれ10億円の運営基金というものを造成しております。その基金によって、今後、10年ぐらいは、そうした水道料金、下水道料金、値上げをせずに、何とか運営がしたいということで、できるというふうに、私は考えておりますけれども、そういう基金が、ここに運営の中で基金を造成できた。置けたということも、これは、やはり、この安定した財政状況、現在の佐用町が保有している基金というものがあればこそであります。

この際、少し長くなりますけれども、もう1点、私が、一番、今、大きな問題として、懸念していることを、皆さんにもお伝えしたいと思っております。

これは、以前にも少し、お話していたと思っておりますけれども、これも生活に絶対欠かすことのできないごみ処理の問題であります。

このごみ処理、現在、にしはりま環境事務組合というものをつくって、広域施設でごみの処理をしているわけでありましてけれども、この15年間の長期管理委託を事業者と契約を結んで、今、運営をして、順調に、これは進んでできております。しかし、もうあと3年で、この15年の運営期間が終わります。そういうことの中で、次、これも当然、1日も休むことはできませんし、間を置くことはできません。また、次の少なくとも15年の運営に向けて、今、いろいろと検討をしているんですけれども、契約更新を事業者としなければなりません、この設備等について、当然、大規模な長寿命化という工事、事業化を、工事をしなければなりません。

さらに、令和9年、その15年の満了をもって、たつの市が、この組合から脱退をするという通告を受けております。だから、ごみの処理量は減ります。しかし、施設は、なかなか、それをダウンサイジングするわけにはいきません。今の施設を、何とか、また、さらにリニューアルをして、次の15年に向けて整備をしなきゃいけないということでもあります。

先ほど、申し上げました、長寿命化に向けた事業、この問題について、今、事業者とどれぐらいな経費がかかるか、事業費がかかるかということについて、まず、概略、話を始めておりますけれども、特に最近、このごみの処理施設等の機械設備、電気設備、いろんな面が非常に高騰しています。建築費も非常に高騰しておりますけれども、特に、こういう機械関係は、大きな値上がりになってきているというふうに聞いております。

そういう中で、先般、事業者のほうから、まず最初の概略の事業費の提示がありました。何と、私、一桁これ違っているのかと思いました。私は、この施設は75億円ぐらいで建設したものです。これを、少なくとも、今の状況を見て、50、60億円はかかるだろうなという思いはしておりましたけれども、実際、15億…、見て15とあったんですね。これ15億

円かと思った。ああ、安くできるんかと、そういうふう思ったんですけども、一桁間違っていました。数えてみると、150 億円という見積書が出てきました。

本当に、今、ほかの自治体に聞いても、こういう施設の維持管理の中で、新しく建設しているところと同じですけども、また、リニューアルをする面においても、ちょっと、信じられないぐらいの、そういう事業費が、今、かかる、必要になってくるというようなことであります。

それを、今度は、宍粟市と上郡と佐用町で、これを負担していかなきゃいけない。たつの市が抜ける分だけ、その分、また、構成町に負担がかぶってくるわけです。

たつの市さんにおいても、先般、新しいごみ処理施設建設をされるということで、聞いたところによると 250 億円ぐらいかかるそうです。

これには、当然、若干の補助金制度はありますけれども、本当に、その制度、新築じゃありませんから、こういうリニューアルしていく、長寿命化ですから、そんなに大きく期待できるものではありません。これを3市町で、これから、事業費の交渉をしていかなければならないんですけれども、どれだけコストダウン、事業費ダウンができるか。この点については、非常に私ら、今の社会状況を見て、厳しいものがあるというふうに思っております。

そういうものを、例えば、150 億円かからずに、100 億円かかったとしても、3市町で平均したら 30 億円かかるわけです。これに対して、そうした財源措置がなければ、町としては、本当にやらざるを得ない。これをやめるわけにいかない事業なんですね。そこにお金を投入しなきゃいけない。そうすれば、いろいろと平岡議員もおっしゃいますけど、細かいことでも、なかなか財政的には大きな影響が出てくることは間違いありません。ほかのことにも。

だから、何を優先していくかということになるんですけれども、ただ、佐用町においては、この 20 年間で、今、全体で 100 億近い、100 億円ぐらいな基金を造成してきて、こうした公共施設の維持管理に対する基金というようなものも、それなりに備えております。そういうものを、何とか活用することで、ほかの行政サービス、いろんな町民の皆さんへのサービスを低下させないようにし、また、料金とか、そういうものも値上げせずに、何とかやっていこうとして、こういう考えの基に、今、財政運営をずっと続けて、考えて、長期的な 10 年、20 年先を見据えながらやっているわけなので、そこは、やっぱり、理解をしていただきたい。それは、まず、お願いをしておきたいと思います。

ちょっと、前置きが長くなりましたけれども、今回、具体的に平岡議員から出ている課題は、これは財政調整基金、基金があるからどうかなというような、そんな問題では、私はないと思うんですけれどもね、その基金にかけての質問でありますので、それなりに、私なりに、前回とそれほど変わらない答弁にはなるとは思いますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の補聴器の購入助成についてでありますけれども、この点についても、以前から申し上げているとおり、他市町でも、そういう制度はつくられています。ただ、他市町の制度を見ると、1 回限り、しかも 2 万円とか 3 万円、そういう、本当にわずかな補助金です。これは、やはり、本当に、そういう加齢によって、やはり耳が聞こえなくなる生活というのは、本当に不自由だと思います。ですから、ぜひ、身体障害者としての認定を取っていただいて、きちっとした機器を購入していただく。それによって、この所得や自己負担額を除いた費用について、町が 4 分の 1、国と県が 4 分の 3 を補助するという、本当に手厚い補助制度があるわけですから、それを使っていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、そういう補装具の支給制度とか、いろんなものが、当然、障がい者の方に対

しては、いろいろな制度がつくられておりますので、こういうものの制度についての周知、これは、やっぱりできるだけ皆さんに広く周知ができるように。そして、そういう相談があれば、そうした方への支援を担当としては、行っていくということ、これは、当然、担当としての責任でありますので、そういう取組をしてまいります。

また、次の②点目の保育料の第1子からの無償化、2子からは無償化になっておりますけれども、こういう点についても、今、ここで全ての無償化ということの考えはございません。

現在の保育園での園児1人当たりの年間の経費、費用約平均して200万円。園児1人当たりにかかる経費は200万円かかっております。

ただ、今後、当然、国や周辺市町、そういうところも、こういう問題にも、非常に課題として取り組まれておりますので、やはり佐用町としても、国や近隣市町の動向を、ちゃんと見ながら変えるべきところは変えていかなきゃいけないというふうには思っております。

次、③点目の学校給食についてです。この点については、昨日、金澤議員のご質問に対して、かなり詳しく、いろいろとご説明をさせていただきました。私の考えとしては、今のところ、今の制度、町独自の制度、これは、継続をしていきたい。そういうふうに考えております。

特に、地産地消という問題につきましても、運営の中で給食センター、栄養士をはじめ、職員が、できるだけ、そういうことを、よくいろいろと検討、考えながら、町内で生産していただいたものを、できるだけ使って、質のよい安全なものを供給していこうという、その努力を非常にしてくれております。

ただ、いかんせん、全てのものが食材が町内でそろうわけでもありませんし、また、そうした野菜とか、そういうものを生産していただいている方も、年間を通して、きちっと計画的に全てはできるわけではありませんので、それは仕方ないところです。

給食につきましては、非常に佐用町の給食、皆さんにおいしい。本当に質の高い給食ということで、先般も給食を味里でメニューとして出して、非常に皆さん好評で、すぐに売り切れてしまったということですが、給食のメニューとか、そういうレシピ、そういうものもほしいと。家でも作りたいとか、そういう問い合わせも非常にあって、今度、レシピのパンフレットをつくるというようなことも、職員のほうから計画が上がってきております。

そういうことで、今後とも地産地消にも取り組んでまいります。

次、小中学校のトイレに生理用品を設置、これ、人権問題として考えているか。私は、人権問題というのは、どういうことなのか。平岡議員から、また、ご教授いただければと思います。この点については、学校としても保健指導や生徒のそうした生活指導の中で取り組むということを、学校現場の中で、そのほうがいいんだという話があるんですから、それは、それで、ちゃんと、平岡議員もご理解をいただければと思います。別に、予算的な問題でしないと言っているわけではありません。

以上、ご質問にありました点については、以上でお答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） お答えに対して、再度、お伺いいたします。

順番に行きます。

1つは財政調整基金残高について、町長も周辺町に比較して、佐用町は多いほうだとい

うことは認められた発言がありました。

私も新年度予算が、今、地元の新聞でいろいろ全ての自治体の状況について動向が報道されています。

基金についても報道されています。そこで見たんですけれど、やっぱり佐用町は、絶対数というか、それはあれですけれど、1人当たりになると、やっぱり一番ですね。1人当たりの財政調整基金所有の金額比較すると多いです。感覚的な多いという面もありますし、実際の数字としても多いという実態があります。数字的なことは置きますけれども、それで、基金の保有に対する考え方について、もうちょっと、具体的にお伺いしたいんですけれども、先ほどの答弁の中では、かつて21号台風災害があった時に、その必要な予算を組むのに一定程度の時間がかかると、だから、ちゃんと保有しておかなければならないんだということをおっしゃったんですけれど、それは、そのとおりだと思います。

そこで、それは全ての自治体において言われることであって、ところが、国のほうが、だけど、どんどん財調が積みあがっているの、有効に活用してくださいという、そういうもの出てくる。要請が出るという事態に、毎年のように何か増えているんですね。傾向としては。

それで、ほかの自治体でも、人口に対して、高齢化率、それから、基準財政規模なんかを勘案して、その保有高に対して、住民に財政のことは、なかなか分かりにくいんだけど、対外的に説明できるようにしておくこと。必要があれば、積み立てたものも先ほど言われたように、積み替えも行うというような、そういう県の助言もあって、基金の在り方を、従来、ずっと積み上げてくるだけではなくて、そういうことを、公表されている自治体がありました。

佐用町も大規模な災害など予期せぬ事態が発生した場合、初期、対応に必要な金額1人当たり幾らで、それに対する住民の人数、それを目安にして、どれぐらいのものを積み上げるというのがいいのかなというような、そういう考え方を現在お持ちでしょうか。

また、県のほうの指導などはどうなっているのか、改めて、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 財政調整基金という名前ね、これは、基金の中でも基本的な財政運営上の基本になる基金なんです。

新聞なんかでも、予算の発表の中で、現在、それぞれの市町が持っている財政調整基金というようなものが掲載されておりますけれども、どことも、大体20数億とか、佐用町においても26億ぐらいを財政調整基金としてはしています。

ただ、基金のないところもあります。

本当に、こんな、ちょっと何かがあったら、これどうするんだろうなと。借入れでもしなきゃいけないのかなと思いますども、6億とかですね、そんな基金のところもあります。

それは、町の人口とか、そういうものと比較すりゃ、絶対数ですので、比較すると、1人当たりになると、かなり人口が多いところは、当然、1人当たりになると。

それと、一方では、もう1つは基金と同時に、借金ですよね。起債。借金高。これも1人当たり幾らぐらいな借金をしているか。

町としては、財政を安定して運営するために、基金も将来見ながら、できるだけ、そういう積立てをし、そして、将来に備える。

だから、財産の例えば、管理基金とか、それから減災基金として、たくさんの借金をし

ている分を返済をしていくための基金、こういうところにも基金として、逆に置いているわけですね。

ただ、そうした基金のないところというのは、それも、なかなかできない。そして、借金の方と比較して、借金も多いというところがあれば、また、それは財政上、非常にまた、硬直化しているという評価にもなるんですよね。

そういうところを、まあまあ、見ていただきたいと思いますけども、やはり、このへんは、基本的には、やっぱり行政が責任を持たなきゃいけない。これは、町民のためであり、行政と言っても、例えば、私のお金では、当然、ありませんし、町民の皆さんのお金なんですから、私は、それだけの基金なり、そういうものを保有しているということは、私は、決して悪いことじゃない。町民にとっては、非常に安定して、将来、先ほど言いましたように、いろいろと料金の値上げとか、そういうものがなくて、これで維持できるんだったら、町民にとっては、非常に大きなプラスになるわけですから、だから、基金の目的というのは、そういうことです。

ですから、決して、ほかと比較して佐用町が裕福で多いというつもりは、思いは持っておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長が、そういう答弁なんですけれど、具体的に、基準財政規模に対して、どれぐらい相当が基金としてふさわしいのかというような、具体的な指導じゃないですけど、そういうものはないんですか。

議長（千種和英君） ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま一般質問を継続したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議がありませんので、このまま一般質問を続行します。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

県のほうからの指導というか、明確な指導はございませんけれども、おおむねという形での話ではございますが、標準財政規模の2分の1を超えないようなこととは言われたことは、かつてあります。

それで、佐用町の標準財政規模、標準財政規模というのは、経常経費の一般財源の占める部分ということで、1つの指標ではあるんですけども、それが84億円でございます。

それで、84億円の2分の1が県が言われているということなので、41億円ぐらいになるのかなというふうに思います。

それで、財政調整基金の令和5年度末の残高が26億幾らか。

そこから、あと県が言われているのは財政調整基金だけじゃなくて、減債基金ですね。減

債基金のほうも加えた額ということを言われていまして、減債基金が確か 13 億何ぼかだったと思うんです。それで、合わせますと 40 億に足りるか、足りんかぐらいですので、うちとしては、うちというか佐用町といたしましては、大体、県の言われていることは守ってというかぐらいでは推移しているということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今の答弁だと、決して、多くないんだという答弁だったかと思うんですけれど、自治体として、基金も、いろいろ目的基金も佐用町ありますよね。

それで、かつて、その基金、具体的に積み上げています。目的基金ですね。財政調整基金だけではなくて、先ほど言われた減債基金、地域活性化、町営住宅、公共施設、地域福祉基金、ふるさと応援基金、災害遺児、災害復興、過疎地域自立振興基金、土地開発基金これはあれですが、国保、介護、簡水、そういうふうな基金として、決算資料でも書かれています。

ですので、目的基金もあり、財政調整基金、いわゆる自由に、目的がこれという特定されない財政調整基金としては、十分あるという実態だということで、でも、これよりも、かなり少ない自治体が周辺町はほとんどだという実態でもあります。

要は、基金を積んでいる中で、先ほどから具体的に質問しました件については、いずれも、これまでと変わらない答弁だったと思いますが、1 件だけ保育料の第 1 子から無料化については、変えるべきところは変えていく。ちょっと、具体的に分からないんだけど、周辺町とか国の動向などもあわせて、町として変えていくこともあるんだとぐらいの変化なので、特に、今までと回答が変わったわけではないんですね。

住民としては、確かに、何かあった時には、貯金をしておかないと不安だなという 1 つの家庭でもそうですけれど、そういう思いはあるんですね。普通に。

だけど、行政として、今いる住民に対して、必要としている声に対しては、やっぱり、丁寧にというか、対応していくというのが、私、行政としての役割じゃないかと思うんですね。

これからのことがあるんだから、何かこう我慢せなあかんみたいだね。そういう何か、そういうことばかり聞かされているような感じに受け止められるような、そういうような、ちょっと、損だと思うんですよ。

せっかくのお金を生きた形で活用していくということで、加齢性難聴について、町長は常々、今ある身体障害者の制度に則ったものとして手厚いものがあるから、それを活用したらいいんだということなんですけれど、国の制度は、ほかのところが実施しているのは、わずかな金額だと言われるんですが、その金額に対して、具体的に最近だと、兵庫県下でも、去年、7 市町が新たに、この加齢性難聴者に対する補聴器助成を導入しています。県下では 15 市町が独自に購入助成を行うことになりました。これは、全く聞こえないというか、身体障害者に適用する前の段階、聴力低下に早期に対応するというので、言われたように、認知症などの進行を穏やかにすることが期待できるということで、これをつくろうということで、その各自治体で努力されているんです。

ですから、ぜひ佐用町も、この創設の検討をしていただきたいと思います。1 点。

その次、新しく回答があれば、後で言ってくださいね。

学校給食費についてです。学校給食費の無償化については、文科省が、去年、6 月に全国で調査を行って、その結果、全国で 1,794 自治体の教育委員会のうち、公立小中学校な

どで、何らかの方法で学校給食の無償化を実施中と答えたのが 722 自治体、4 割に達しているという、そういう結果が出ています。

そして、児童生徒全員を無償化しているのが、そのうち 574 自治体の 3 割に広がっているということが、具体的なアンケート結果で裏づけられています。

ほかにも、昨日も質問されましたけれども、私どもだけではなくて、埼玉県議会などは、自民党の県会議員さんが出された意見書、国に対して無償化を国としてもやってくれという、そういうものを全会一致で採択されて、そういう動きも起こっているんですね。ですから、実態として、佐用町も子供の医療費無料化も県下でも先駆けて 18 歳までの児童生徒に対して、子供さんというか、無料化したように、学校給食も、今からでも頑張っって無償化するということで、住民にいろんな意味で元気づけるというか、子育てしている人たちに対しての対応としては、私は、そんなにお金は、町長いつも言われるんです。お金がないから言っているんじゃないと。だから、やってほしいんですね。実施するという方向で、そうすることで、住民は、単に助成を受けられるという経済的な面だけではなくて、社会全体で子供を育ててもらおうという、そういう姿勢を感じ取るので、そこの町に住んでよかったなという思いも生まれてくるんですよ。

だから、そういう面も考えて、経済的な面プラス大きなアルファがありますから、ぜひ無償化を実施するというにお金はあるんだから、踏み切ってほしいと思います。

もう 1 つ、生理用品ですね、小中学校の分、人権問題と言いましたけれど、これは、トイレに、現在、トイレットペーパーは、特に意識しなくても、自然になくなったら補充せないけれども、ありますよね。こういうふうに学校のトイレはもちろんですけれど、公共施設、各施設のトイレに当たり前に置かれるようにしていくという、そういうことで、いわば本当に女性だけが、一生で、その面では、経済的にも負担がかかってくるんですよ。ですから、人権問題としてというのは、そういうところですね。

かつて、生理用品については、保健室で対応すると、そういうことで、その時に、その人の家庭の事情も聞いてあげられるというようなことも答弁にあったかと思います。

でも、こういうことになると、やっぱり、本人にしてみれば、行きづらいんですね。もらいに行った時だけ先生に対応してもらうのではなくて、いつでも相談できる、そういう人間関係という意味では、生理用品だけを盾に取るんじゃなくて、教育の中で、大きな問題として、周辺でも既にやっておられます。宍粟市さんなんかもやっておってですからね。

いろいろ事情を聞こうと思ったら、すぐに聞かれると思うんですね。そういうことを、やったことで、よかった点とか、いろいろ課題があったことなども、もし、あれば、教えていただけたらと思うので、ぜひ佐用でも、それは、取り組んでほしいと思います。

改めて、私、言いましたけど、答弁、お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

④つ目のトイレ、生理用品のについては、後ほど教育長のほうか、教育課長のほうから答弁させていただきたいと思いますが、まず、前提としまして、この基金、財政調整基金に限らずですが、1 時期、確かに、増えていた時期ございます。これ、町長申し上げたとおり、これからのことを考えて、これについては造成してきたということですが、ここ近年は、そんなにたくさん増えていないし、直近で言いますと、先ほど言いま

した上下水の公営企業会計に繰り出したことによって、大きく減少したわけです。

特に、やはり、これが積み上げられた大きな要因の1つというのは、市町村合併ということで、合併特例債が様々なニーズに使えた、そういう起債が使えたからこそ、こういうふうに基金が造成できてきたわけです。

ところが、ご承知のとおり、もう来年度で合併特例債については、最終年度になります。そうしますと、これまで様々な事業に使用しておりました、この起債が、もう使用できなくなるということは、当然、単年度の収支の中でやっていくか、あるいは、基金を取り崩しながら運営をしていくということであります。

ですので、これからは、基金が、ドンドン、ドンドンと積みあがっていくというような状況は、まず考えられないし、もし、これが、ドンドン、ドンドン、積み上がっていく状況であれば、当然、様々な事業に活用していくということは、これはもちろんですけども、そういう状況にはないというのが、私たちの認識であります。

先ほど、いろんなほかの基金のことのお話も出ましたが、これは、やはり、それぞれ基金、目的があって、積み立てているものであります。当面、使用しないものについては、果実、いわゆる利息が非常にいい商品に切り替えながら、その利息を運用しながら、いろんな事業にも回したり、積み立てたりしているということと、まず、前提として、ご理解をいただきたいというふうに思います。

補聴器の関係ですけども、これも町長が答弁申し上げましたので、それ以上のことは、特にございませんが、現在、15市町ですか、兵庫県内で、令和6年度についてはされているということですけども、制度の趣旨は町長申し上げましたから、それ以外のことでお答えしますが、県内、ご承知のとおり29市、12町あります。41です。ですから、41分の15市町がされているということですよ。

西播磨に至りましては、私、手元資料では、相生市さんと、たつの市さんが実施をされているということのようでございます。65歳以上で2万円上限、1人1回限りで、故障修理、メンテナンスは対象外ということでございます。これは、相生市さんと、たつの市さんの制度でございますけれども、こういうことで、そう無茶苦茶多額な助成ということではございません。

これ、これまでも何度も申し上げておりますけれども、何でも無償化すればいいのかということになりますと、これは、やはり私は違うと思います。その無償化をすれば、その裏で、誰かが、どこかで何かを負担しているという考えでありますから、これが、当然、兵庫県内で佐用町だけがやっていないと、そういう状況になれば、当然、状況は変わってくると思いますが、現時点では、町長が答弁したとおりでございます。

それから、給食費でございますけれども、先般の産業厚生常任委員会でもお伝えをいたしました、これ国のほうも確実に実施するということは、私は聞いておりませんが、令和8年以降、小学校について検討するというようなことを伺っております。これについても、これから持続的に町が無償化をしていこうとするのであれば、やはり、財源というものも必要になってまいります。現在、中学生で申しますと、1食当たり280円が基準だそうでございますが、これに佐用町は独自に地産地消分として60円、それから、物価高騰分として30円、来年度からは40円ということで、来年度からは380円分の分、その100円分というのは上乗せをして、佐用町がやっているわけです。その280円のうちの140円分は2分の1の負担で町がして、残りを保護者に負担していただいていると、そういう制度設計なわけです。

国のほうが、無償化するというふうなことを検討されていますけれども、じゃあ、これ、どこの部分が無償化するか。例えば、280円を全部無償化してくれるかどうか。

よくあるのが、県と町に幾らかは負担してくださいよと、こういうことも十分考えられ

るわけです。ですので、このあたり、やはり、これから出てくるでありましょう、国からの情報も見極めながら、これは将来的には日本全国で平岡議員言われるように、これだけ少子化が進んでいるので、子育て支援は重要だよねと、そういうことは、間違いではありませんし、そのとおりだと思いますが、やっぱり持続可能な制度にしていこうとすれば、財源というものも、きちっと抑えたうえで、制度設計をしていかなければいけないということでございます。

それに加えて、佐用町のほう、町長も申しましたが、総合的に考えて、この子育て支援で遅れを取っているかという、決して、そんなことはないというふうに、私は、認識しております。出生祝金から、医療費の補助、おむつ、本当にたくさんの制度を実施しておりますので、その点は、ご了解をいただきたいなというふうに思います。

私からは、以上です。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） それじゃあ、私のほうからも、ちょっと、答弁させていただきます。

副町長も答えたと思うんですが、給食費の無償についても、ちょっと、若干、触れたいかなというふうには思います。

子育てについて、保護者の負担を軽減するのは、私は、賛成なんですけど、完全に無償化については、やっぱり、ちょっと慎重に進めないといけないかなというふうに思っております。

給食費を無償にすることによって、保護者の食に関する関心が薄れたり、なくなってしまうのを、やっぱりおそれています。

今も質の高い給食をしていることによって、子供たちは、本当に給食が好きで、たくさん食べてくれています。そういった中で無償化になることによって、保護者が関心が薄れてしまうと、好き嫌い、家庭でもなくそうという努力をされているのか、あるいは、お箸の持ち方であるとか、食事マナーについても、家庭で指導ができていいのか。全部、学校任せになっている家庭もあるんじゃないかなという危惧をしております。

だから、そういった意味では、やはり保護者も負担していただいて、食に関心を持っていただいて、バランスの取れた食生活をしていただくのが一番いいんじゃないかなと。

学校ばかりで指導していても、やはり家庭も協力して同じような歩調で進むことが、やっぱり子供たちにとっては、一番いいことかなというふうに思っております。

それから、生理用品についてですが、以前にも答弁させていただいたように、小中学生については、心も体も未発達な状態で、不安定な時期になっております。そういった中で、例えば、生理用品を忘れた。忘れた原因が、本当に忘れたのか、ネグレストなのか、虐待なのか、いろんなケースがあると思います。それを分らずに、じゃあ勝手に取ってくださいよというよりは、やはり、個々に状況を聞いてやるのが、やはり一人一人のケアにつながるんじゃないかなというふうに思っております。

教育現場のキーワードの1つに、あらゆる機会を通して支援や指導をしていくというのが1つのキーワードになっております。そういった意味で、保健室に来ることによって、そういった機会を捉えて、いろんな悩み相談を聞いたりすることが重要な。

ネグレストや虐待なんかも本人から言うてくることは、あまりありません。

学校で、ちょっと、着替える時に、ちょっと、あざがあるなというふうなところで、じゃあ、どうしたんだというようなね、そういったケースも、今までもありましたので、あ

らゆる機会を通して、そういう指導に、あるいは支援につなげたいというふうな考えであります。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） もう1点、平岡議員の中から、そうした要望に応えない。町民の皆さんにとっては、すぐには応えていただけないというね、そういう思いがあるんだとうふうにお話しになりました。

しかし、私も何度もお話しているとおり、水道料金、下水道料金、これを値上げしていないんだということは大きい、私は、経済的な、やっぱり、私は、支援だと思っております。このことがあることだけは忘れないでください。

ほかに市町村、近隣でも、本当に次々と値上げをしております。新聞紙上でもありましたけれども、埼玉のほうでは、いっぺんに40%ぐらい上げて、普通の家庭でも1万円を超えとかいうようなところも出てきているようですけれども、もっと、もともとがどれぐらいな料金になっているかということもあるんですけれども、少なくとも、佐用町においても、通常であれば、もう値上げを本当に考えていかなきゃいけない。

担当課からは、もう以前から水道料金の価格改定をずっとやっていない。これは、やっぱり取り組んでいかないと、佐用町の水道の運営、経営について、公会計を行う上でも、これは国からも指導もありますし、県からも指導もあります。それをやらなきゃいけないんだということは、私のほうにも進言があったんですけれども、こうして、基金を活用しながら、当面、いつまでもということ分かりませんけれども、少なくとも、今の状況を計算していくと、10年ぐらいは価格を据え置いてでも、運営をしていく、これは大きな、やっぱり町民の皆さんに対する、私は、メリットだというふうに思っておりますので、何もなかったということではない。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町長の言いたいことは、町民の皆さんにおっしゃいましたから、私からは重複しません。けれど、高齢者の人たちは、今、補聴器助成を希望されています。

それから、子供さんを持っている子育て中の方々は、学校給食費の無償化を希望されています。

それぞれは、もっとほかにも要望あるんですけれど、一人一人は、なかなか行政にもの言うのは大変なんですけれど、そういう声があるということを伝えるのが、私たちの仕事ですから。はい、お伝えしております。

補聴器も1回に限りというたつの例とかを副町長答えられましたけれど、実際に佐用町民の声としてあるので、こういう制度ですがどうでしょうというようなお試しじゃないんですけれど、町の姿勢として、もうやりませんよというのではなくって、こういう制度について、考えていく、検討していくというような姿勢もないんじゃないかな。必要だと思いますよ。フレイル予防に対して。進行を予防していくんですから。予防のためのお金なんですね。先行投資ですから。はい、その点、ちょっと、確認しておきます。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 山崎高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

平岡議員は、予防のためのとかいうこともおっしゃったと思うんですけども、実際に補助を出しているところの自治体は両耳の聴力が 40 から 70 デシベル未満で補助をされております。兵庫県内では平岡議員からあったように 15 市町。令和 6 年度 15 市町です。

ただ、その 40 から 70 デシベル未満というと、テレビの大音量でないと聞こえない。そういうことで、それは、身体障害者の 6 級に該当してくるということです。

それで、補聴器は 1 台購入しようと思えば、価格には大分幅があるんですけども、10 万円から 50 万円ぐらいするものです。その中で、1 回、2 万円から 3 万円の 1 回限りの補助ということよりも、やはり、私たちとしては、きちんとした制度があることを、町民の方にはお伝えして、長く、そういう支援が受けられるほうの制度のほうをお勧めをしております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 以前にも聞きましたけれど、身体障害者手帳の累計じゃなくって、最近、補聴器購入された人というのは、具体的には、どんなような状況になりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 身体障害者の補聴器の申請でございますけれども、支給させていただいておりますのが、65 歳以上の方で補聴器補助を購入を利用されておられる方が、実人数で 93 名、延べで 149 人ということです。

65 歳未満ですと、実人数が 20 名、延べ人数が 31 名ということになっております。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 給食の関係では、もう 1 点、経済的な面で、地産地消の関係で、地元産の食材を使って、佐用町頑張って給食つくっていただいております。そこで、地産地消に、生産者として加わられる方が増えている状況なのか、一緒なのか。また、本来、佐用町の特産品を活用したものを給食食材として使っていく、そういう人たちを増やしていくことが大事だと思うんですね。今、携わられている人に加えて、そういう方向の考えというか、見通しというたらあれですけど、努力されている点とかありましたら、教えてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 一応、給食センターにおいては、野菜納入ガイドラインというのをつくっております、それに基づいて運用しておるわけなんですけれども、基本的には、ある程度、量の確保は必要となっております。ですので、当然ながら、個人でたくさん生産されている方なんかに対しては、入れていただくような方向も検討はしました。けども、実際、細々と個人個人の対応が多くなりますので、基本的には、大きな農事組合とか、そういったことを運営されている方に納入していただいた上で、そこを通して給食センターに入れていただいたりするパターンもありますし、細かい基準については、ちょっと、今、ここにはないんですが、数量まとまれば、そういった希望をヒアリングした上で、そういった方向は、当然、前向きに考えてはおるところでございます。

なかなか、今、給食センターのほうも、皆さん、ご存じのように、いろんな野菜においても市場価格が非常に高騰しております。そういった中で、生産者の方に対しても、こちらから無理をお願いして交渉したりする部分もございます。子供たちのために、何とか、少しでも安く、よい品を入れていただくようなことをお願いしておる状況もございますが、実際、生産者の方は、やはり、なりわいとして成り立つような方向も検討することは、当然、念頭にありますので、そういった中で、うまいことバランスが取れば、当然ながら、そういう地産地消を進めておるわけですから、納入のほうも前向きには考えていきたいと思っておるような次第でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 農地が荒れて、本当に環境問題も含めて、農業で再生していくために、その中心になるものとして給食があると、非常に子育てで、町挙げてというか、住民総意で子育てをしていくということにもつながっていくと思います。そういう点で、農業の分野で、先ほど給食センターに納入は個人ではなく、団体が登録した形で所定のというか、まとまった数量を納入されるということにつながっているということなんです、今から、農業関係というか、農林振興課で取り組んでいる農の匠というんかね、農業のどない言うんかね、そういう生産者を育てていく、そういう教育のような取組も、そういう給食につながるような形に発展したらいいなと思ったりするんですけど、そういうような、発展するような形の取組に、ぜひつなげていってほしいと思いますが、これは通告に書いていませんでしたが、ありましたら、教えてください。考えがありましたら、お願いします。

議長（千種和英君） 大丈夫ですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

確かに、議員、おっしゃるとおり、農の匠事業として、農業の、特に野菜と果樹の2つのコースで実施しておりますけども、その生産者の育成のために講座を開催させていただいております。

そもそもの目的が、やはり、その農業生産をいいものをつくっていただいて、自家消費ではなくって、それを出荷していただきたい。その出荷先として、味わいの里三日月であったり、町内の農産物の直売所に出荷していただきたいということを目的に講座のほうを開催しておるところでございます。

個人の方を対象にしておりますので、なかなか、給食の食材で納品ということになると、相当ハードルが高こうございますし、生産者にしてみれば、契約栽培なりしていただいて、契約を取ってということになれば、ある程度、経営の安定化が図れるかなとは思いますが、ただ、個人で、そこまでの量を確保する。じゃあ、もしできなかった時には、自分で買ってきてまで出さないといけないとか、それと、やっぱり生産者側に立ってみると、そういう子供たちのためにとか言われると、やっぱり、そこは自助努力される方が大半だと思うんですね。そこで、せっかく、もうちょっと、利益が上げられるものを、上げれない結果になってしまうというのは、持続可能な経営も支障がある、だからと言って、給食には出しませんと言うわけではないんですけれども、そういったところも含めて、今後、できるだけ地産地消というものは、我々も取り組むべきというふうには考えておりますが、よりよい方向をやり方含めて、これからも協議を続けていきたいなというふうに思っております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） では、2 項目目の質問に移ります。

2 つ目は、三土中学校跡地・まなび舎農園事業についてです。

2024 年、昨年ですね、9 月 25 日に「佐用まなび舎農園事業 検証報告書」を、町は公表し、その後の状況について、今回は説明を求めたいと思います。

その中の説明の中では、今後の事業展開の方向性について、3 項目ありました。①再開する。②貸出しを行う。③加工施設のみの活用を行うの方向性です。栽培の再開、この施設再開には修繕・改修が必要だということも加えて説明がありました。そこで、この修繕や改修に対する費用をどう考えておられるのか。

また、校区の住民に対しては、経過と今後の計画について説明の場が必要だと思います。その時、報告書を公表した時点でも、適切な時期に、折を見てですね、適切とは言わなかったですけど、折を見て報告するということで、まだ、報告がされていません。その予定について、説明の場が必要だと思います。その予定について、明らかにお願いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの三土中学校跡地・まなび舎農園事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

これまでも、この件につきましては、何度も説明をさせていただいてきたとおりであります。三土中学校跡地を利用した「佐用まなび舎農園事業」につきましては、収支状況の

改善が難しく、事業継続にあたっては、さらなる施設・設備の大規模修繕が必要になることなどから、令和6年3月をもって休止をしたところでございます。

昨年9月に報告をいたしました「佐用まなび舎農園事業の検証報告」の中での今後の事業展開につきましては、「組合での営農再開」「営農用ハウスとしての施設貸出」「加工設備の活用」の3つの方向性が示されておりますが、これまでも説明をさせていただいておりますとおり、組合としてあらゆる可能性を排除せずに検討をしているところでございます。

現状では、営農用ハウスとしての施設貸出を最も有力な活用案として、どのような可能性があるかを含め、まずは農業関連の事業をされている方々の意見や提案をお聞きしたり、市場性を把握したりするためのサウンディング調査なども必要ではないかということで、その手法や時期等について検討を進めているというふうに報告を受けております。

農業用ハウスの施設や設備につきましては、栽培方法や栽培する品種などにより、程度に差はあるものの、一定規模の修繕が必要であり、場合によってはかなり高額な事業費になるものと考えております。具体的な修繕の方法や費用負担等につきましては、先ほど申し上げましたサウンディング調査などを通じて、利活用者を募集する際の条件整備を行う中で、IDEC社とも相談をしながら考えてまいります。

また、地域の皆さんへの説明につきましては、昨年末に三河地区の代表の方々とお会いをして、検証報告書を作成して町ホームページに掲載をしていることをお伝えして、まずは地域の代表の皆さまに検証報告の内容についてのご説明する機会を持たせていただくことについて、相談をいたしました。が、「もう少し具体的な今後の動きや方向性が決まってから説明をいただいたほうがよい」との地域の方の代表の方のお返事をいただきました。したがって、今後の方向性等がある程度決まった段階で、また、地域の皆さんにも、ご説明をさせていただく機会を持たせていただくというふうに考えておりますので、ご了承をいただくように、お願いを申し上げたいと思います。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） ある程度の方向性が出てから地域には説明するということですが、答弁でしたけれど、そのある程度の方向性という時期ですけれど、先ほど言われた、ちょっと、説明分からないんですが、サウンディング調査とかいうのが、具体的にはどういうものなのか。

それから、IDEC社と相談をしたいということを言われました。そもそも、この施設は佐用町とIDECとの組合でしたものですから、当然、相談するということなんですが、国の補助金の絡みもあって、10年間は手がつけれないというのは、具体的にお聞きしておりますので、その10年間は具体的に、ちょっと答えていただきたいんですけれど、どのようになるのでしょうか。

それをもって、地元に対して、ある程度の方向性が出たらということの見通しと言ったらあれですけれど、ちょっと、もうちょっと、見えると思うので、分かりやすいと思うので、そのへん再度お願いします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

スケジュール感の課題については、後ほど、企画防災課長のほうから答弁をさせていただきますが、一番最初におっしゃられた、そのサウンディング調査ですけれども、ゆう・あい・いしいの時には、この手法を活用させていただいたと思いますが、公募をする前にというか、それ以前に、仮に営農用ハウスとして施設貸出し、これを、今のところ最も有力な活用案としておりますけれども、仮にそうする場合に、どのような市場ニーズがあるのか。どのような方が借りたいと思っておられるのか。では、どのような条件で借りたいと思っておられるのか。どういうものをつくりたいと思っておられるのか。こういうことを、全く想定せずに、いきなり公募をしてしまうと、ミスマッチになってしまわないかというようなことも心配されますので、全国的に、こういう公募をする前に、これサウンディング調査、簡単に言うと、探りを入れるというような意味合いで取っていただけたらいいかと思うんですけれども、そういうサウンディング調査というものを事前にした上で、条件設定をして公募に進めると、こういう手法だということは、ご理解をいただきたいと思います。

私からは以上です。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長

企画防災課長（大下順世君） 私のほうからは、期間のほうですけれども、お伝えさせていただきます。

補助金の制約があるという期間で、あと2年ということで、2026年の12月までで2年ということで、これが来たからといって、適正化法の分がいうことも、ほかの施設もあるのであるんですけれども、一応、この2026年の12月までの2年ということを、最終の、いろいろ検討する期間というふうに捉えまして、この先般も経営会議のほうで、どういった行程で進めていこうとかということで、まだ、具体的にはなっておりませんが、先ほどありました、副町長のほうからありましたサウンディング調査をやってみようというようなことも経営会議のほうで話し合いをさせていただいて、決定させていただきましたし、この行程のほうについてもサウンディング調査を、じゃあ、いつするんだというようなことで、現在、実施要領の作成のほうを、今、しておるところでございます。そういう中で、先ほど言いました2026年の12月に向けまして、今後、そのへんのサウンディング調査をいつから開始をして、農園の貸付けをいつからするのか、事業者決定に伴う項目でありますとか、そういうものを具体的に日を決めていくというようなことで、今後の、また、経営会議のほうでも内容を決めていくという形での、今、段階でございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 期限としては、2026年12月までを目標にして、経営会議で、どう内容にしていくのか、要項を決めていくということは理解できました。

1つ確認したいんですけれども、ほかの学校施設は、いわゆる佐用町の持っている跡地で

すけれども、佐用町が独自で判断できるというか、そういうものですが、この三土中学校の施設は、まなび舎農園ですけれど、LLP 事業で佐用町と、それから IDEC 社との事業経営が、だから経営者会議でされるんですが、そこらへんでは、どちらが重きになると言ったら変ですけれど、どのような力関係になっているんですか。平等なんですか。

町民の声としてとか、まあ言うたら、町の考え方で物事が進むんですか。そこを、ちょっと、確認しておきたいなと思います。

最近、新聞見ていたら、トマトを畑違いの事業者、建設業者さんがやって、非常に地域に喜ばれているんだというような、いい記事が出ていました。畑違いの IDEC の太陽光パネルの企業がしたけど駄目だったということなんですが、こちらは地元の高等学校を卒業した人を雇用して、佐用町が最初目標としていたことを、実際にやっておられるところの記事が出ていまして、そこを見ると、経営されている会社のトップの方は、決して、そこで収益を上げるのではなくって、地域に還元していきたいんだと。地域が元気になるように、人口減少や高齢化に伴って農業の担い手不足が深刻化していると、そういうことに対して、営利目的だけでなく、農業を、そういう観点から捉えて、高砂でしたけれど、地元の方に喜んでもらえる、そういう農業がしたいという、そういうことで、会社の本業の建設のほうも頑張るんだということが、記事として載っていました。

そういう思いで、どない言うんか、やっていただけるといいなと思うんですが、IDEC 社との佐用町の関わりというか、関係はどんなもんなんでしょうか。経営者会議の、私たちは参加していないので、分からないので、そのところ伺います。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

ご承知のとおり、IDEC 社との、この有限責任事業組合 LLP は、もともと申山の太陽光から始まったわけです。

今、平岡議員おっしゃった高砂の事業者さんですか、トマトをされているということで、地域に貢献することを主眼においてされているということですが、この佐用町が三土中学校、佐用町がというか、LLP が三土中学校跡地で、このハウス事業を開始したのも、当然、収益を上げながら、こういう地域の農業をもうかる農業を構築していこうと、当然、従業員の雇用であったり、特産物の創出であったり、そういう地域貢献も目的の 1 つに入っているということは、これまでもお伝えをしたところです。

ただ、事業を継続していく中で、残念ながら一度も単年度で黒字化することはできない状況が続いて、施設や設備が老朽化する中で、再度、大きな投資をすることは、議員の皆様からも、住民の皆様からも LLP の事業とは言え、なかなかご理解が得られにくいであろうと、そういう判断で、今回、昨年、3 月末に、一旦休止したと、そういう状況は、これまでも説明させていただいたとおりですので、何も収支だけを目的にやってきたというわけではなくて、IDEC さんも、佐用町と一緒に、そういう地方創生にも貢献していきたいという、そういう思いは、当然あったわけでございます。

LLP のはっきり言いますと、力関係のことを、おっしゃっているんだと思うんですが、これも、これはもう、出資のとおり 50%、50%ですから、どちらが主導権を握っているとか、そういったようなことはございません。以上です。

13 番（平岡きぬゑ君） 以上で終わります。

議長（千種和英君） よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい、いいです。

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 2 時といたします。

午後 0 0 時 4 4 分 休憩

午後 0 2 時 0 0 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
7 番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7 番 児玉雅善君 登壇〕

7 番（児玉雅善君） 7 番議席、日本共産党の児玉雅善です。

本日は、3 項目について、質問させていただきます。

まず、この場では指定避難所の立地環境と器財と物資の備蓄の状況について、お尋ねします。

災害対策については、昨日も岡本議員、また、高見議員からも質問があったところですが、私は、主に指定避難所についてお伺いします。

日本列島の各所で、また、世界でも大きな地震が続いています。南海トラフ巨大地震もいつ起こるか分かりません。2 月に行われました防災研修会での県立大の木村教授のお話によりますと、幸いにも、山崎断層については、当分の間は動かないだろうという予測を話されていました。しかし、長らく動いていないだけに、動けば、相当大きな地震が予想されます。本町も甚大な被害を引き起こすおそれがあります。南海トラフ地震に関しては、津波の心配は、もちろんないものの相当な揺れが起きると考えられます。

さらに、地球温暖化の影響もあり、線状降水帯が猛威を振るい、毎年どこかで本当に深刻な被害が出ています。本町でも、いつまた避難所を設置しなければならない事態になるか分かりません。そこで、指定避難所の環境や備蓄についてお尋ねします。

まず、1 番に、ほとんどの避難所は、学校の体育館などが指定されていますが、その多くが土砂災害警戒区域などに立地しています。本当に安全な避難所と言えるのでしょうか。

2 番目に、学校の体育館には冷暖房装置がありません。災害は季節を選びません。また、避難者には、高齢の方が多くなると思います。学校の教育環境整備の観点からも、体育館のクーラー設置を早急にするべきではないか。この学校の空調の問題に関しては、午前中も質問があり、詳しくお答えいただいておりますが、設置できないのであれば、それに代わる対応を取る必要があるかと思います。

3 番目に、避難所設置でよく言われる問題にトイレと、プライバシーの確保、ベッドの

問題があります。簡易トイレや臨時トイレの設置の体制はどうか。また、高齢者には、いわゆる和式のトイレは大変厳しいものがあります。洋式トイレの設置状況はどうか。また、簡易トイレや臨時トイレの設置の体制はどうなっているのか。家族ごとにスペースを区切る間仕切りや、段ボールベッドなどは十分に確保できているのか。それらの備蓄はできているのか。お尋ねします。

4 番に、電気や水道が止まった場合の対応はどうなっているのか。

5 番に、水や食料の備蓄の状況はどうなっているのか。どこに備蓄されているのか。また、備蓄場所から避難所までの道路が寸断された場合の輸送方法など、検討されているのか。そういう状況を想定した訓練等はできているのか。

以上、お尋ねします。

再質問と、残りの 2 項については、所定の席からさせていただきます。どうか、よろしくをお願いします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、児玉議員からのご質問、最初の指定避難所の環境と、備蓄の状況について、お答えさせていただきます。

まず、佐用町の避難所は、昨日の答弁でも申し上げましたが、自治会などで決めております一時（いつとき）避難所と、町で定めている指定避難所がございます。指定避難所は全部で 10 か所ございます。

それでは、児玉議員からいただきましたご質問、順次、お答えさせていただきます。

まず、1 点目の避難所の安全性についてのご質問でございますが、指定避難所につきましては、一時的に危険を回避し、一定期間、仮の生活をおくる場所であり、立地条件のほか、施設の耐震性等も十分に考慮する場所としております。

また、議員ご指摘のとおり、指定避難所は、土砂災害警戒区域外、浸水想定区域外を基本といたしておりますけれども、地域にほかの安全な建物などが無い場合は、地域の強固な公共施設を指定することといたしております。危険が見込まれる場合は、校舎や体育館の 2 階以上の使用や、山と反対側の場所へ避難することを想定をいたしております。

また、10 か所の指定避難所のうち、土砂災害警戒区域に指定されている体育館は、4 か所存在します。

さらに、土砂災害特別警戒区域に指定されている避難所は、久崎、南光小学校の 2 か所でございますけれども、今年度、県の急傾斜地対策事業に採択をされたために、土砂災害特別警戒区域は解除される予定であります。

次に、2 点目の体育館への空調整備に関する質問でございますが、このご質問に対しましては、午前中の大内議員からも同様の質問があり、お答えをいたしております。このほど、国から示されました学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金）においては、避難所として活用されている学校体育館のみが補助対象となっております。

そこでご説明をさせていただきましたが、学校運営や避難所のあり方について、検討を改めて進めなければならない非常に難しい時期にあることや、国から示された交付金を活用しても、全ての学校体育館、または避難所を網羅できないこと、さらには現状では、先ほど申し上げました国の交付金を活用しても、工事費、維持管理費ともに、かなりの財政負担が生じることなどから、現時点では明確にお答えすることができない状況でありますので、ご理解をいただきますように、お願いいたします。

次に、3点目の災害時のトイレや間仕切り、ベッド等に関するご質問ですが、まず、トイレは、避難所の便器に損傷がなく、水・電気が使えない場合には、便器に専用の袋を被せて、汚物を自分で密閉処理する携帯トイレと、便器が故障し使用できない時には、便器の形態を有し、バッテリーで汚物を自動密閉処理する簡易トイレを、そういう設備を、備品を指定避難所等に備えております。

また、間仕切りやベッドは、いずれも段ボール製のものを本庁舎倉庫に、それぞれ約50組、備蓄をいたしております。

段ボール製品は、メーカー2社と、支援に関する協定を締結しておりますので、災害発生時には、また、改めて、必要であれば、支援をしていただくこととなっております。

次に、4点目の電気・水道の対応ということについてですが、避難所について、お答えをさせていただきますと、電気は、カセットガスを燃料とする発電機を備えておまして、水道は、ペットボトルの水を備蓄いたしております。

トイレについては、先ほど、説明をさせていただいたとおりであります。

そのほか、電気は関西電力送配電株式会社と、水道は兵庫県、各市町、日本水道協会などと相互応援協定を締結しておまして、電力の復旧はもちろん、給水や水道復旧などの支援を受けることができる体制を組んでおります。

最後に、5点目の食料の備蓄状況や輸送方法と訓練についてのご質問にお答えをさせていただきます。

水や食料は、指定避難所にも備蓄しておりますが、先ほど申し上げておりますとおり、水はペットボトルを、また、食料は、長期保存が可能なアルファ化米や、乳幼児のための粉ミルクなどを備えております。

そのほか、物資の確保に関しては、本町では、マックスバリュを運営する株式会社フジのほか、NPO法人コメリ災害対策センター、生活協同組合コープこうべの3社と協定を締結して、災害時に必要な水や食料品のほか、生活用品などを支援をいただくことといたしております。

また、物資の輸送については、一般社団法人兵庫県トラック協会と協定を締結しており、物資の輸送を支援していただくこととなっております。

道路が寸断された場合は、ご承知のとおり、国道・県道については、早期の応急・復旧工事など、県に対応を依頼することとなりますが、町道については、年間契約をしている緊急業者への作業依頼のほか、大規模な災害時には、応援協定を締結している佐用郡土木組合で、応急・復旧工事などの対策をとっていただくこととしております。

そのほか、災害時の応援協定については、国土交通省や兵庫県はもちろん、県内市町、岡山県や鳥取県の隣接市町村とも協定を締結をしており、復旧期・復興期に応じて、様々な支援を受ける体制も整えております。

また、有事の際に即座に支援していただけるように、平時から自衛隊とも、連絡を取り合うようにしております。

訓練については、毎年、職員による災害対策本部設置訓練を行っており、想定される災害事案を時間の経過とともに次々と付与し、対応する机上訓練も行っております。昨年度と今年度は、平成21年災害にあわせて8月9日に、これを実施し、改めて初動の大切さを学ぶとともに、職員一人一人のスキルと意識の向上につなげているところでございます。

また、先ほど、答弁させていただきましたが、兵庫県立大学の木村教授には、2月に、職員向けの研修会でご講演をいただき、行政職員としての防災に関する知見も深めたところでございます。

今後も、必要な訓練、また、研修を重ねていくとともに、職員はもちろん、町民の皆様、一人一人の防災意識やスキルを維持、向上させながら、平時からできる対策を講じてまい

りたいと考えております。

なお、防災には「自助」、「互助」、「共助」、そして「公助」という、4つの概念があり、それぞれで対策を進めることが極めて重要でございます。この概念の中で、最も基本で重要になるのは、各自が主体的に災害に備えること、すなわち「自助」であることは、もう誰もご承知のとおりでございます。

各自で行う備蓄については、これまで3日分が目安とされておりましたが、最近では最低3日、できれば1週間分程度が必要であるというふうにも言われております。

これまでも述べましたとおり、「公助」、すなわち町の備えについては最大限、努力をしてみいりますが、限界がございますので、ついては「自助」はもちろん、地域ぐるみで取り組む「互助」「公助」の推進について、議員の皆様方におきましても、より一層のご協力をお願いを申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

避難所を開設して、避難所での生活が短い期間であればいいんですけども、不幸にも長引く場合、そういった場合の対応と言いますか、何日間ぐらい、その避難所で対応できるのか。分かりましたら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういう災害が起きてみないと、なかなか、それは分かりませんし、その状況を見ながら、避難所についても、非常に短い短期であれば、それで、今、備えて十分だと、ある程度、備えておりますけれども、長期間になるというような状況が生まれれば、そこは、今、申し上げました、いろんな災害の援助協定とか、支援を受けれるような、そういう協定も結んでおります。逐次それに合わせて、状況に合わせて、避難所の改善もしていかなければならない。

最大と言いますか、そういう状況を想定して、普段から全てのものを、例えば、一週間とか10日とかいうようなものを想定をして備蓄しておくということは、1つはかえって、非常に無駄な部分もたくさん生まれてまいりますので、それは、今の時代です。いろんな総合的な応援体制、支援体制、こういうことが既に、いろんな形で、ちゃんと、そういうことに備えての準備ができておりますから、それ、そういう形で運営をしていくということが前提になろうかと思えます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） それと、停電なんかの場合、カセットボンベを原料とする発電機が用意されているということですけども、カセットボンベ1本で何時間ぐらい、その発電

機が動くものかどうかということと、カセットボンベの備蓄などは、どのぐらいあるのか、分かりましたらお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

避難所に装備しております、そういう発電機につきましては、持ち運びがしやすいように軽微なものになっておりまして、カセットボンベ2本用意しておりまして、1本で1時間もつということで、応急処置の分でございますので、避難所、それぞれ、そういったものを配備しております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 2 時間ですか。そのぐらいの停電で済めばいいんですけども、もっと長引く場合、夜間、長引く場合とか、そういった場合に対する対応、もう少し大きな発電機なんかの用意はないんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） その今の避難所には、今、言いましたものしかないんですけども、今、そこにも書いていますように、関電さんとか、そういうところとも協定をしておりますので、何か、そういった発電機がありましたら、そういうところとお話をしまして、お借りしていくようなことも考えられるのではないかなということもありますし、各今、地域、自治会も自主防災組織のほうで、発電機のほうも整備していただいている状況もございますので、そのへんとも連携を取りながら、そういった対応に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） こういった防災用品ですね、本当に使わんと済めば、それが一番いいんですけども、もし、万一のことを考えますと、やっぱり備えに憂いはないんですから、できる限りのことを、無駄になるかもしれませんが、整備していただいて、町民の安心に应运えていただけるように、引き続き、整備のほうをお願いしたいと思います。

それでは、次の2点目の問題に移らせてもらいます。

2点目の、2項目目は、史跡利神城跡の整備についてでございます。

史跡利神城跡の整備については、現在、整備基本計画の策定中と承知しています。

また、かねてより、公有地化をすると聞いており、山の部分と智頭急行平福駅より北側

の御殿屋敷の部分について、現在、買収の方向で交渉中と聞いているところでございます。

利神山の稜線から西の部分は、ほとんどが大字平福管理委員会の土地で、こちらのほうは、ほとんど問題なく買収が進むものと思います。しかし、東側は長谷などの個人の方の所有地が多くて、こちらのほうは交渉が難航していると聞いています。

また、平福の住人の中でも、利神城跡の整備の方針や中身について、町からの説明がないため懐疑的になり、不安を抱いている方もあるように聞いています。

平福、長谷などの住民に対して、計画策定の現状や今後の方針、予定などを説明する機会を持つべきと思いますが見解をお伺いします。

議長（千種和英君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君） それでは、史跡利神城の整備についてのご質問にお答えします。

史跡利神城跡整備基本計画の策定については、議員のご認識いただいているとおり、令和5年度から令和7年度の3か年計画で、7人の専門家の先生をはじめとして、7人の地元委員、オブザーバとして県の文化財課職員にも参加いただき、これまで4回の全体会議、4回の専門委員会、また、専門委員の先生方には個別に何度も現地調査の上、ご指導ご助言をいただき、地中のレーダー探査調査や現況植生調査の結果をもとに指導をいただきながら、具体的な内容やその方向性について慎重に審議いただき、基本計画の策定を行っておるところでございます。

そのため、現段階では、町民の皆様には、整備の方針や内容についての情報が十分に伝わっていないとのご意見があることは認識しております。そのため、町では広報活動の一環として、おおむね毎月「利神城かわら版」を公式ホームページに掲載して、最新の情報を発信しているほか、ケーブルテレビでの放映などを通じ、情報提供に努めているところでございます。

今後におきましては、整備基本計画の策定後に、町の公式ホームページ上などで、パブリックコメントの募集を実施するなど、住民の皆様などから意見をいただく機会をもち、基本計画の完成後には計画策定に携わっていただいた専門の先生方などによるパネルディスカッションや講演会など開催し、丁寧に内容を説明、報告する機会を予定し、住民の皆様にご理解を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、史跡利神城公有化事業については、史跡の適切な保全管理を行い後世に引き継ぐため、平成29年10月に国史跡に指定された区域内の用地を公有化事業の対象としております。

現在の状況につきましては、昨年10月に所有者等を対象とした説明会を実施し、令和8年度からの用地取得に向けて国および県への予算要望や申請を行うため、対象者の意向確認を進めている段階でございます。

山林の所有者は、平福側においては、児玉議員ご指摘のとおり大部分が大字平福管理委員会の所有となっております。

一方、口長谷側についても、地元自治会の方や登記名義人等への調査を進める中で、大部分が口長谷自治会内の各隣保により所有されていることが明らかになっております。

ただし、これらの隣保や大字平福管理委員会は、法人格を有しておらず、団体として土地所有権の登記ができていないため、便宜上複数の個人による共有名義で登記をされているのが実情であります。

このため、登記名義人の中には既に死亡されている方も多く、1人の名義人に対して10

から 20 人程度の相続関係者が発生している場合などもあり、所有権移転については相続関係人全員の同意や関係書類の提出が必要となってきます。これにより、手続きには相当な時間と労力を要することが想定されますが、登記名義人や相続関係人については調査により、おおむね把握できており、令和 8 年度から順次、売買契約及び所有権移転の手続きが進められるように、粛々と準備を進めているところでございます。

引き続き、住民の皆様のご意見を大切にしながら、佐用町の大切な文化遺産として、より多くの方に愛着を持っていただけるように事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

買収後、すなわち公有地になったすぐ、その時点で、水田や畑の耕作等はできなくなるのでしょうか。耕作は、田んぼなんかつくったりするのは、いつ頃までできるのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

先ほども説明させていただいたんですが、来年度、つまり、この春、まず、補助金申請をします。それについては、できるだけ住民さんのご意見を聞いて、農地については、もう 1 年先で、山林のほうから進めていかせてもらって、当然、名義が変われば耕作ができなくなってしまいますので、そのへんは、後々、我々が管理していくような形になりますので、そのへんは耕作はできないものになります。名義が変わった時点でね。はい、以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 公有地になって、耕作できなくなる。となると、その後の管理ですね、草刈りであるとか、そういった面の管理はどうなるのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

そこが重要な一番大事なことで、これまでも、いろんな思いのある方において、山の部分、そういったところも管理にご協力いただいている方もいらっしゃいますし、そういった

管理の仕方もございますし、何か方策は考えていく必要がある思っていますので、できる限り、そういった目につくような、平地の部分については、後の用地買収、登記名義の変更させていただいて、その後については、これから、例えば、雑草が生えないようにするのか、まず、調査が必要ですので、そういったことを、終わったあとに、できるだけ管理がかからないような方策も考えていきたいとは思っておるところでございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 山のほうは、いい。よくはないんですけども、管理すると、今、平福のほうで、大字平福管理委員会が中心になって、山城の部分、頂上の部分、あそこに関しては草刈りなんかさせていただいています。

ただ、それ以上の広い範囲になりますと、今のところだけでも、もうみな高齢化になっています。だんだん、参加の人数も少なくなっています。これ以上、管理しなければならない、草刈りなんかをしなくてはいけないところが増えますと対応できなくなると思いますので、その点、十分、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、山はともかくとしても、農地のほう、こちらのほうですけれども、田んぼ、1年耕作しなくなると大変なことになるんですよね。今、工事が進んでいますけれども、駐車場の用地、これも田んぼできなくなると、途端に草ぼうぼうで、手のつけられないようなジャングルのような状態になってしまいます。そういった面でも、買収後すぐに名義が変わったからといって、耕作できなくするのではなしに、用地の用途とか使用が決まれば、すぐに耕作できなくなる、それは分かるんですけれども、それが具体的な計画とか、そういったことが決まるまでの間は、耕作なんかしてもらえるようにしたらどうかと思うんです。用地の約2キロほどの距離で、農業用水路が通っていますけれども、これの管理なども、買収予定地はいいんですけれども、その南側ですね、あそこの農地なんか、今現在、耕作しているのは3人ほどなんです。その3人に2キロの農業用水路を管理しなければならないとなると、本当に大変なことになってしましまして、管理できなくなるのではないかと思います。そうすると、南のほうでも耕作放棄地が、ますます増えてくると思いますので、そういった面からも、何とか、公有地になったから、すぐに耕作できなくなるというのではなしにね、具体的に決まるまでは、何とか耕作できるように、そういった方策は考えられないのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） お答えします。

とりあえず町名義になるということは、町は、そういう農地を持ってない、登記の用途も変わってきますので、そうなってくると、基本的には農地でなくなります。ということで、通常、雑種地となるか、そういったことになると、農地としての管理ではないので、そういった景観を損ねないような管理の仕方について、重点を置いてさせてもらいたい。

それで、もちろん、公有化していない、個人の土地については、もちろん、そのまま耕作していただくようになるんですが、今、言われたような水路の管理が少なくなるといったようなことについては、後の課題で、なかなか町がするようなことはできませんので、

地元で何とか、そういう、これからについても管理をお願いできたらと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 平福の一番大事なところなので、そうなった場合でも、住民も、もちろん、いろいろ協力し、努力しなければ駄目なんですけれども、その管理の面につきましては、できる限りの配慮をいただいて、景観上大事なところなので、その点だけは、どうかよろしくお願いしたいと思います。

整備や方針の中身について、より丁寧な、今の広報とか、利神城かわら版、そういったものがあるんですけども、もっと頻繁に、できる限り、地元の方に説明の場をつくっていただけるようにお願いします。ホームページに載せているからといって、パソコンばかり開ける人ばかりじゃないので、高齢者も非常に多くなっていますので、そういった面に配慮していただいて、もっと分かりやすい、みんなが分かるような状況で、説明会を開くなりしていただきたいと思いますが、その点、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

おっしゃるとおりだと思います。

先ほど言いました、かわら版は、17 号、毎月、大体刷ってきておるんですが、全戸配布しておるわけじゃないので、そういった形で、秋には、とりあえず、先ほど、教育長が説明しましたようにシンポジウムも予定させてもらっています。それまでにも、当然ながら、公有化進めるに当たっては、個人でお話をさせてもらっていますので、そこでは丁寧な、こういった計画のために公有化していくんやというような話は、もちろん、伝えさせていただきたいと思います。

説明会に 278 人の方、ご案内させていただいたんですが、なかなか、当日、出席された方も少ないということで、文書によって、いろいろ、こういった事業を進めておりますので、理解をしてほしいというお伝えと、もちろん、中身について説明は、個々にさせていただきたいので、接触を取っていくというような形で、今、進めておるところでございますので、できる限り情報発信、町の広報紙も使ったりしながらさせていただきたいと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） せめて、かわら版なんですけれども、かわら版、今これ、全戸配布じゃないんですけれども、このぐらいいは、せめて全戸配布でお願いしたいと思うんですが、その点、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 今のところ、そういった全戸配布は、これまでも考えていない。

言いますのは、なかなか興味を持ってもらうためにつくっているわけなんですけど、全戸配布には、やはり、ああいった細かい分になると、白黒というわけにはいかないの、カラーとなってくると、やはりコスト的にも費用対効果が薄い部分もありますので、ちょっと、そういった分も合わせまして、基本計画策定委員会には7人の地元の委員さんもいらっしゃいますので、相談かけさせていただきながら、何とか、情報発信できるような方策を考えさせていただきたいと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） それと、この策定案がまとまれば、公開して、パブリックコメントを求めるといことなんですけれども、これ、この件に限らず、パブリックコメントを求めること、これいろんな、そのたびに求めておられるんですけれども、非常に少ないんですね。答えられるのがね。

この前の教育基本計画のあれでも、パブリックコメント1件だけということでした。その求める方法ですね、もう少し、より多くの方にコメントいただけるような方策、これ考えることはできないでしょうか。

今のところ、ホームページであるとか、役場に来て、それを閲覧して求めるということになっていると思うんですけれども、これでは、なかなか役場に来て、あれだけの厚みのものを、その場で読むというのは大変だと思うんです。何とか、そういった、より多くのコメントいただけるような方策を考えることはできないでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

先ほど、言われたように、教育振興計画においては、あの時は、各支所に物を置きまして。それから、防災無線で呼びかけをさせていただいて、5日間募集をかけました。

さっき、おっしゃられましたように1件でした。

今のところ、パブリックコメントを求める方法としては、そういった形で、各支所に置かせていただいて、その上で、防災無線で呼び掛ける。その上、ホームページというような形で精一杯かなと思いつつ、そのへん、できるだけ広くする方法と言ったら、ほかには、あまりアイデアが出てこないんですが、パブリックコメントを求める期間を、もう少し長く取ってみたりとか、求めているということに対して、事前に広報で、早くからお知らせをするというようなことも増やしていけたらと思っております。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

この件に関しましては、なるべく地元の方、それから、町民の皆さんに、地元からだけじゃなしに、町民の皆さんにも、できるだけ詳しく、分かりやすい広報の仕方を考えていただくようお願いしまして、この件は終わらせていただきます。

最後の項目です。道の駅ひらふくの駐車場についてでございます。

道の駅ひらふくの新駐車場、ようやく工事が始まりました。そこでお尋ねします。

用地の表土の下は粘土層で、砕石などを入れて重機を乗り入れると、重機が沈み込むような状態になっていました。そこで、大きな石を大量に入れて整地をしています。工事の方が「事前に地質の調査してないのと違うか」と、おっしゃっていました。商工観光課には事前に粘土層であることは伝えておいたんですけども、その後、現場の地質調査ですね、これは、どの程度の調査をされたのか、お伺いします。

そして、石を入れる作業により、追加の工事費は、どのくらい発生するのか。工期には影響がないのか。これで地盤が安定し、恒久的に安全な駐車場ができるのか、お伺いします。

また、1 月 15 日に開かれた地元説明会で設計図をもらったんですが、駐車場の東北端の道路を挟んで 9 台分の補助駐車場が載っていました。これは、当初の予定にはなかったと思うんですが、この補助駐車場設置の経過について、ご説明をお願いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの現在進めております道の駅ひらふくの駐車場についてのご質問にお答えをさせていただきます。

道の駅宿場町ひらふく駐車場等整備工事につきましては、昨年 11 月に工事入札を行いまして、12 月定例議会で承認議決を受けて、本契約を結んでおります。株式会社テクノ・ハリマと請負契約を締結しております。

工事につきましては、本年、年明けて 1 月 30 日から着手をしているところでございます。

ご質問の地質調査の件につきましては、令和 4 年度の実施設計時点では、周辺の道の駅宿場町ひらふくの建設時に、特に地盤等については、問題がありませんでしたし、この駐車場だけで、当然、建屋を建てる場合は、地質調査ということで、ボーリング調査等も必要な箇所については、行うわけでありますけれども、そうした建屋を建てるわけではありませんでしたので、ボーリング等は実施はいたしておりません。

児玉議員から、事前に、ここの土地は地盤が悪いというふうに伝えておいたと言われますけれども、どのような地質になっているかというのは、なかなか地質そのものは複雑で、先ほど言いましたように、同じ近くでも、ほとんど、そうした問題のなかった状況で、少し 10 メーター、20 メーター離れると、また、そういう非常に粘土層、地質が悪いというようなところが出てきたりするということは、これは致し方ないところがございます。

地盤改良、その地質調査を事前にしておけば、当然、それに基づいた設計を行いますけれども、この地質調査というのは、やっぱりボーリング調査になりまして、最低でも、5 メーターぐらいのボーリングを行う必要がございます。

それも広い駐車場ですから、先ほど言いましたように、ちょっと離れると、かなり地質の状態、地盤の状態が違いますから、例えば、グリッド的に、何か所も精密にやろうとす

れば、ボーリングをしなきゃいけないということになってしまいまして、ボーリングも、今、1メートル当たり、最低でも15万円ぐらいかかりますから、1か所5メートルすると75万円。それに経費かけると1か所100万円ぐらいになってしまうんですね。

ですから、それだけの地質調査を事前に起こっても、現実、そういう地盤が悪ければ、当然、改良も同じことをしなきゃいけないんですから、こういう状況の中で、工事をされている方から、地質調査をしていないから、こんなことになるんだというふうに聞かれたのかもしれませんが、それは、事前に、ある程度は、工事を行って、その実際の状況を見ながら、必要な対策はしながら、工事を進めていくという方法、そういう方法を選択しておりますので、このへんは、ご理解いただきたいと思います。

当然、これによりまして、相当、全面的な土砂の入替え、浅いところ、深いところありますけれども、土の悪い土を取って、新しい栗石なり、そうした改良、駐車場の路盤として、しっかりと支えるための改良をした土砂を投入をしておりますので、相当の追加費用、設計変更を行わなければならないということになります。

そういう中で、一応、議会のほうにもお願いをしておりますけれども、これが工事のほうにつきましては、今、そういう形で改良をしながら進めておりまして、あと水路とか、そういうところのカルバートボックス、工場生産したものを搬入を、今、待っております。そういうものを設置した上で、全体に土を、また、持って行くし、最終的には舗装をするわけですが、その工事が全部完了するのが6月いっぱいぐらいかかるだろうというような、今、見込みだということで、工程会議の中で、そういう打合せをしているというふうに、担当のほうから報告を受けておりますので、大体、そういう設計変更ができる、数量が全て算定ができれば、6月に新たに工事の変更契約という形で、また、十分皆さんに説明させていただいて、追加設計、工事の請負契約の変更を、ひとつお願いをしたいというふうに思っております。

当然、駐車場で大型車も入りますので、後々、大きな問題の起きない駐車場にしておかなければなりません。当初の契約では、約8,000万円ぐらいの、一応、請負契約で発注をしているんですけれども、それが、大体、幾らぐらい増えるか、今の土砂を処分したりする費用が非常に高く要って、このことも、皆さんにご説明申し上げましたけれども、そういう中で、相当の変更になろうかというふうに想定をしております。

それと、もう1か所、裏の水路を挟んだ、道路を挟んだところですね、これ、今、以前に家屋を宿泊施設として運営をしていただいておりますNIPPONIA平福宿場町という形で、その時に、あの裏手の土地も、その宿泊施設の駐車場として予定をしておりました。ただ、やはり、その時に、予算が、なかなかできなくて、駐車場の舗装ができておりません。ですから、後々、どうしても、その部分、草が生えたり、駐車していただくのに、その部分だけが、今の砂利、舗装がないままの駐車場では具合が悪いということで、運営をしていただいている、かのねのほうからも、何とか早く、予定どおり舗装してほしいという要望も受けていたということで、この部分も併せて、今度、発注を追加工事として、同時にしたほうが、当然、いろんな面で効率的に安くできますから、最終的に舗装が必要であれば、この段階でしておくということで、それぞれ、追加して、同時に工事を発注をさせていただくという形で変更をさせていただきたいと思っております。

一応、工事の内容については、地元の方にも、多分、説明もさせていただいていると思いますので、もう少し早く工事が完成したいということで、予定はさせていただいておりましたが、どうしても、そういう工事の状況で、ちょっと、時間がかかるということは、やむを得ないということで、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

私も工事の様子見ていて、柔らかかった粘土層の部分ですね、あの部分を、今、重機が走り回っていますけれども、その様子見ていても、これなら、安心できるんじゃないかなと思っています。

それと、補助駐車場の9台分のところですね、一番端っこのところですけども、あれも、そうすると、かのねさんの関係での駐車場になるんですか。

前の計画では、9台分はなかったとこなんですけど。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

何年前になりますかね、ちょっと、記憶定かではないんですけども、NIPPONIA 平福宿場町を旧木村邸ですけども、あちらを改修をした際に、本来であれば、あそこの裏の駐車場の舗装も計画を、実はしておったんですけども、やはり、いわゆる古民家と言いますか、古い居宅でしたので、やはり、工事にかかってみないと、なかなか、どれだけの改修が必要かというのは分からない中で、言えば、建物のほうの工事費で、当時の予算を消化してしまったということで、裏の駐車場の舗装自体、舗装の費用が捻出できませんでした。その当時ね。

で、計画はしておったんですけども、できなかったと。その時に、将来的に、この道の駅宿場町ひらふく、あるいは、平福の観光駐車場を、このあたりにしたいなというような計画がありまして、やはり舗装を別途工事で、そこの9台分だけをやってしまうと、費用が別途、わざわざの費用になってしまいますので、将来的に、この駐車場整備をするにあわせて舗装をすれば、少しでも効率的になるんじゃないかということで、このたび、あわせてさせていただこうということでございます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） ありがとうございます。

あそこの駐車場に関しては、本当に、平福、もともと駐車場が少なくて、お盆や花火の時など、ほとんどの方、利神小学校のほうに車とめて、花火の智頭線の平福駅まで歩いてくる方が多かったんですね。そうすると、スタッフのみんなが、あそこの利神小学校から川端の道を照明つけたり、それから、係員を置いたりして、安全確保にも大変苦労しているところだったんです。その、こういう駐車場ができることで、花火大会での駐車場の面が解消できることもありますし、本当にありがたい計画なので、1日も早く、花火に間に合ってよかったなという感じがしています。

それと、その駐車場に関してですけども、駐車場用地の南側の町道ですね、小深田さん宅のすぐ北側の町道なんですけれども、工事のおかげで道路が拡幅されて、日常的に、私、

あそこいつも車で通るんですけれども、私もあそこで一度脱輪しかけたことがある。本当に狭い道なんです。それが拡幅されて非常にありがたく思っているんですが、その拡幅された部分、その部分に電柱と、その支柱言うんですか、電柱があつて斜めに立っているコンクリート製の柱なんですけれども、それが残ったままになっています。撤去されるものとばかり思っていたんですけれども、移設されずに、そのまま残されるということをお聞きしまして、これは、問題やなと思います。

事前に商工観光課で聞くと、残したままになるとのことでした。移設する場合、その費用が町の負担になるということでしたけども、国道から町道へ入ってすぐのところであつて、慣れない人とか、それから、特に夜間は非常に危険であると思います。そこで、移設の費用が幾らぐらいかかるのか。また、移設できない理由が、ほかにもあるのなら、その事情をお聞きしたいと思います。

また、もう一度、撤去か移設を検討できないのか、併せてお聞きしたいと思います。

そして、移設できない場合、万一できない場合、この代わる安全対策として、どういった方策を取られるのか、お聞きします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 全部を全て、言わば完全に工事できれば、それは一番いいことは分かっておりますけれども、平福としても、児玉議員としても、次々と費用の本当にたくさんかかる事業をしております。ある程度は、皆さんで使い方も考えて、それは、言えば、我慢してもらわないと、移設、あの電柱、私も思いました。ただ、あれは、大きな線が通っているんですよ。あれを工事の向こうの関電の事情で、そうして移設していただけるんだったら、こちらの負担はないんですけれども、今回のような、駐車場というような中で、移設ということになると全て町が持たなきゃいけない。それも、なかなか簡単には、向こうの、計画的に、すぐに工事はできません。

今も、道路を、本来もともと、あの裏の道路を拡幅する予定は、私はありませんでした。やっぱり、裏にも表にもバイパスがあり、あの道を絶対通らないきゃいけないという家は、少ないわけです。今度は、駐車場の北のほうから広く入れるようにもなります。ですから、それは、本当に、まあまあ大きな車だったら、そちらから十分入れるわけですからね。

今でも、その道は一部の方だけが通っている道です。誰でもが、不特定多数の人が、どんどん通る道ではありません。そういう中で、それ以上の費用をかけて、それを改良することは、これは、ちょっと無理だという、私は判断をして、それはもうそれで、今、使っていただく方が注意していただきながら利用していただくということで、お願いしたいということです。はい。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 分かりました。その点は、分かりました。

それで、その場合ですと、やっぱり、照明であるとか、ある程度、反射板つけるとか、そういった面で、その電柱の位置が分かりやすいように、そういった方策だけは取っていただきたいと思いますんですが、どうでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

電柱があるというふうなことで、非常に危険ということは、私どもも承知しておりますので、電柱の前に安全ポールを立てるとか、それから反射材、それから、街灯等もつける予定にはしておりますので、そのあたりで安全対策のほうはしております。

そのあたり、また、建設課と一緒に安全対策のほうは図っていききたいなということを考えております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

駐車をかんで、国道を渡って、道の駅に渡ることにもなりますし、そういった面を含めての安全対策、できる限りのことをやっていただくように、お願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

続いて、1 番、大村 隼議員の発言を許可します。大村 隼議員。

〔1 番 大村 隼君 登壇〕

1 番（大村 隼君） 1 番議席、大村 隼です。今回は、1 点、質問させていただきます。

子供たちのよりよい教育環境のために。

本町においても少子化が進み、児童・生徒数の減少が続いています。こうした中で、子供たちの義務教育環境をどのように、よりよくしていくのかは、町全体の課題でもあります。

現代の教育環境は、大きな変化を迎えています。

GIGA スクール構想による IT 化、少人数学級の見直し、義務教育学校による小中一貫化、部活動の地域移行など、変化に対応するための様々な取組が全国的に進んでいます。

学校と子供たち、家族、地域が連携し、子供たちをどう支えていくかが、今後、大きなポイントになると考えます。

少子化が進む中、子供たちの教育環境をよりよいものにするために、行政・学校だけでなく、地域住民・保護者・子供たちが共に考え、意見を出し合うことが不可欠だと考えます。

そこで、本町において、教育環境の改善に向けた住民とのコミュニケーションの在り方や情報公開の方針について、以下の点をお伺いいたします。

1、地域住民・保護者・子供たちとの意見交換の場づくりについて。子供たちの教育環境をよりよくしていくためには、まず、地域住民や保護者が意見を出しやすい場が必要だと思います。現在、学校運営や教育環境の改善に関する意見を地域住民・保護者から集め

る仕組みはどのようになっていますか。教育に関心のある住民や保護者が気軽に意見交換できる場所、その必要性和在り方について、どのように考えていますか。これまでの取組において、どのような成果や課題があったのか、お教えてください。

2点目、子供たちの意見をどのように反映していくのか。子供たち自身が学ぶ環境について、自ら意見を述べる機会を持つことも重要だと思います。本町において、子供たちの声を教育環境の改善に生かすために、どのような取組が行われているのか。生徒会や学校アンケートなどを活用し、子供たちの意見を教育行政に反映する仕組みなどはどのようになっているのか。学校運営や教育環境の改善に関する子供たちの意見を、どのような形で受け止め、実際の施策に反映していくのか。お教えてください。

3つ目、情報公開の在り方と、住民とのコミュニケーションに関して。教育環境の課題や改善策を住民と共有し、オープンな形で議論できる場をつくることが重要だと考えます。現在、町の教育施策や学校運営に関する情報は、どのような形で住民に提供されているのか。教育に関する重要な決定や課題について、住民が知る機会を増やすために、今後どのような情報発信を考えているのか。情報公開を進めることで、地域住民や保護者の関心を高め、教育行政に対する理解を深めるための具体的な方策等ありましたら、お教えてください。

議長（千種和英君）

浅野教育長。

〔教育長 浅野博之君 登壇〕

教育長（浅野博之君）

それでは、大村議員からいただきました、子供たちのよりよい教育環境のためにについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域住民・保護者・子供たちと意見交換の場づくりについて、お答えいたします。

大村議員がご指摘のように、今後、子供たちの教育環境をよりよくしていくためには、地域住民や保護者の意見も反映していくことが必要だと考えております。現在、学校運営や教育環境の改善に関する意見を地域住民・保護者から集める仕組みにつきましては、各学校で学校評議員制度を取り入れ、地域に開かれた学校づくりを推進しているところでございます。校長の推薦により教育委員会が委嘱した学校評議員に対して、校長が学校目標や学校運営方針、計画、地域との連携の行事などの進め方等について説明し、それに対する意見を聞きながら、保護者や地域の方の理解や協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくようにしております。

また、各学校では、定期的実施している児童生徒と保護者を対象にした学校アンケートの結果を学校評議員やPTA役員にも提示し、それに対する意見や提言を集約し、次年度に生かしていくための学校関係者評価報告書を作成しております。

11月に実施しておりますオープンスクール期間中には、来校していただいた保護者や地域の方にアンケート形式で感想や意見を聞くなど、できるだけ学校運営や教育環境の改善に関する意見を集約する機会を設けております。保護者や地域の方から率直な感想や建設的な意見を聞くことで、近年の価値観や捉え方の傾向を知ることができ、次年度の学校運営や学校行事等の計画に反映することができております。

これからも教育に関心のある町民の方や保護者が気軽に意見交換できる場を増やしていくことの必要性は認識しておりますので、令和7年度から始めますコミュニティスクールの推進の中で、そうした意見交換する場を大切にしていけることを計画に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、子供たちの意見をどのように反映するかについてですが、各学校では、児童生徒

の発達段階に応じて、児童会活動や生徒会活動、学級会活動、あるいは総合的な学習の時間等の中で、自分たち自身が学ぶ環境や自分たちで企画・運営したい活動について話し合う機会を大切にしています。昨年度から、町内4つの中学校の生徒会役員が集まり、各校の校則や生活の決まり、制服などについての意見交換する場を設定して、生徒が自らの意見を積極的に述べるような取組も進めているところです。これからも佐用町型連携教育の取組の中で、小中連携や小小連携、中中連携の機会を捉えて、児童生徒同士で意見交換する場を増やしていく、また、多様な考え方や価値観に触れることができるようにしていきたいと考えております。

また、本町が今後協議していかなければならない、学校の在り方についてや部活動の地域移行、コミュニティスクールの推進などについても、当事者である子供たちの声や意見を十分に反映していかなければなりません。そのような課題について話し合う機会やアンケート形式で意見集約を行うなど、子供たちの意見や思いを校内だけではなく、教育行政にも反映する仕組みをつくっていったらなと考えております。

次に、情報公開の在り方と住民とのコミュニケーションについての質問にお答えします。

議員がご指摘のように、教育委員会においても教育環境の課題や改善対策を町民に共有し、オープンな形、議論できる場をつくることが重要だと考えております。今年度、第4期佐用町教育振興基本計画の策定を行いました。その策定委員会については、学校関係者だけでなく、町民代表の方や関連する団体の代表の方にも入っていただいたことで、活発な議論が展開されました。そして、パブリックコメントも実施し、町民の方からの意見を集約するように努めたところでございます。

現在、町教育施策や学校運営に関する町民の方への情報は、町の広報紙の中に定期的に掲載しております「教育さよう」のページを活用して発信したり、各学校が定期的に発行している「学校だより」で発信したりしています。しかしながら、発信する頻度やタイミング、内容の精選については課題もありますので、今後、よりよい情報発信につながるように検討、改善してまいりたいと考えております。また、各学校のホームページについても、来年度は、学校運営に関することや町民の方にお知らせしたい内容を、タイムリーな形で発信できるようにするため、ホームページの更新・改善をする計画も考えております。

そして、先ほど、述べましたように、来年度から各校や各校区で始まるコミュニティスクールの推進を契機として、教育に関することや今後の佐用町の学校の在り方等の検討課題について、学校や教育行政から積極的に情報発信をしたり、意見交換したりする機会を設定していく予定です。

来年度から各校、各校区に設置する学校運営協議会だけでなく、各小中学校と佐用高校のPTA会長が集まる会議や月1回開催しております定例教育委員会や定例校長会においても、佐用町の教育環境の課題や改善施策について取り上げていきたいと考えております。そして、教育環境に関する町民や保護者の関心をどのように高めていくかの方策についても話し合っていく必要があると考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 今、答弁の中にありましたけれども、いろんな情報を意見を交換しながら進めていく、進め方の1つの中で、このコミュニティスクールというものが、来年度から進んでいくとは思いますが、そこについても、あまり、まだ、周知というか、

知名度が高くないというか、あまり知っている方が少ないと思うので、ちょっと、この機会に、そのコミュニティスクールについて、少し説明いただけたらと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） とりあえず状況を、ちょっと、説明させていただきますと、各市町においては、もう既に取り組んでいるところがあったりとか、国が、そういうコミュニティスクールを推進しているケースであります。

そういった中で、教育の現場に地域の方の力を借りようということで、地域の方の考え方や手助けを教育現場に入れて、共に子供たちを育てようというのが目的でございます。

佐用町についても、長年、なかなか、それについて、取り組んで、いろんな課題がありましたので、取り組みにくいところもあったんですが、それぞれ、佐用町旧町単位に、しっかりと地域に根差して、そういうコミュニティスクールについて、地域の力を借りながら、子供たちの健全育成に努めたいと考えて取り組んでいこうと考えております。

詳しくは、また、課長のほうから説明させていただきます。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） お答えいたします。

先ほど、教育長、答弁いただきましたが、そのような形で、これから、教職員、学校と地域、保護者が一緒になって、子供たちの成長を社会総がかりでというふうな表現がよくされるんですが、社会総がかりで支えていこうという制度でございまして、令和7年度から本格的に始まるということでございまして、現在の状況を申し上げますと、現在は、各地域、各学校、予算特別委員会でも申し上げたんですが、佐用町ではコミュニティスクールですね、佐用小、佐用中。そうしまして、上月地域、南光地域、三日月地域で行うように予定しております。

現在の状況でございしますが、各地域でコーディネーターと委員の選出がされた状態でございます。これから各地域で協議が始まっていくというところでございます。

ですので、現在、まだ、議員おっしゃいましたように、まだ、知名度も低うございますし、どのような活動をしていくかというのも、これからということになろうかと思います。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

その中で、最初に、このコミュニティスクールの説明の中で、社会総がかりという言葉が使われましたけれども、ここに地域というものが大きく入ってくるという部分が、今までも、もちろん地域というのは関連はしていたんですけども、はっきりと、この協議会に地域も入ってくるという部分というのが、大きな違いになってくるのかなというふ

うにも感じています。

ただ、その中で、何が話されるのかというの、もちろん、これから行われることだと思いますし、それは、いろんな制度の中で、特に佐用町にあったものを、もちろん話し合われるわけだと思いますので、その中で、どのようなものが話し合われましたよというようなことというのは、公開されていくというような予定はあるのでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 失礼いたします。

それでは、お答えさせていただきますが、おそらく、もちろん、これからのことですので、各地域で、どのような形で協議がされるかということも、これからでございますし、おそらく、公開のほうにつきましても、何らかの形で地域の方にお伝えしていくという形を取られるようになると思いますし、先ほど、申し上げましたけれども、コーディネーター等が、地域コーディネーターと統括コーディネーター。統括コーディネーターと言いますのが町全体の連絡調整を行うコーディネーターでございまして、地域コーディネーターと言いますのは、各地域におられるコーディネーターでございます。

そのような中で、これから情報発信についても、どのようにしていくべきかというようなことも協議していただこうと思いますし、協議されることだろうというふうに考えております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

このコミュニティスクールという事業で、新しく地域、いろんな方々が関係して、よりよい環境をつくっていく、そのために話し合われるということだと思いますけれども、その中で、やっぱり新しい取組というのがありますので、ぜひ、今後の在り方を示していくという部分もありまして、そのあたりを強化というか、今ももちろん努力していただいているとは思いますが、その部分についても、しっかりと考えていって、引き続き考えていただければと思います。ありがとうございました。

2 目に聞いた部分に、ちょっと、移っていききたいとは思いますが、子供たちですね、子供たちも、いろんな時間で、自分たちの考えを話し合って、制服などに関して意見交換をしたというふうに、先ほど、答弁をいただきました。児童同士、児童の中で、意見交換ができるというふうな場づくりという部分については、今、ご説明いただいたとは思いますが、その中で、子供たちにとって大事なものは、じゃあ、その自分たちが話し合ったことが、どう実現したのか、ないしは、それが、どう達成したのか。どういうふうに反映されたのかって、そういうような部分というのは、また、1 つ大切だと思うんですね。

そういう、どう反映されたのかという部分についての結果とか、そういった部分についても、ちょっと、お教えいただければと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君）

浅野教育長。

教育長（浅野博之君）

先ほども述べさせていただきましたように、児童生徒の発達段階に応じて、その内容は、ちょっと、変わってくると思うんです。

小学校の低学年であったりとか、そういうことについては、まずは、自分たちのクラスのこと。例えば、学級会活動というのが、週に1時間ありますので、例えば、その中で、議題として、例えば、雨の日の過ごし方をどうしたらいいんだろうかというふうな議題で、子供同士が意見を出し合って、こういうトランプをして遊ぼうとか、将棋をして遊ぼうとか、いやオセロしたいけど、オセロないなというふうになれば、オセロを学校に要望したりとか、そういうことで、その雨の日の過ごし方について、学んで行ったりとか、それから、もうちょっと高学年になると、今度、委員会活動が出てきますので、図書委員会、あるいはほかの委員会について、どういうふうな、例えば、図書委員会だったら、どういうふうな工夫をすれば子供たちが本をたくさん借りてくれるようになるのかとか、そういう話をしたり、そういう話の結果、じゃあ、ほんなら面白い本を紹介しようとかね、ほかの議員も言われているように、たくさん借りている子を表彰したりとか、そういったことで励みにしたらいいんじゃないかというような結果になったりとかね。

たまたま、今、中学校で言えば、校則の見直しをしましたので、各4校の生徒会が集まって、そこで出た議案を、また、各校に持ち帰って、生徒の意見を聞いたりして、結局、頭髮が、例えば、こういうふうに決まっていたのを、今はやりの、僕もよく分かりませんが、ツブブロックというんですか、それは認めるようにしましょうとか、そこは、学校も保護者も理解があって、認めることになったようですし、制服についても、今はやりのジェンダーフリーな、女子もズボンも、男子もスカートも履けるみたいなね、男女共用の、どちらでも着れるような形にしようということで、制服の見直しも始まってあって、今のところ、大まかな話は、制服についてはできておりますけれど、あと細かな話がね、残っているだけで、そういった見直しが、子供たちの意見で実現しているということも1つ成果だと思っております。以上でございます。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君）

大村 隼議員。

1 番（大村 隼君）

そういったことが、今、ここでお答えいただきました。いろんな、今後、そのコミュニティスクールが進んでいる中でも、やっぱり地域との関係というものも、すごく重要になってくると思います。

学校の校則が変わったかどうかというのは、子供たちにすれば、すごく大事なことですけれども、地域も一緒になっていくんだったら、今までとは違って、こういう髪型も許されるようになったんだとか、そういった部分も、ある意味で知らせていかなきゃならないような状態になっているという部分もあると思います。

なので、その中で、ちょっと、お伺いしたいんですけれども、この学校の中の、今の子供たち同士の話をお伺いしましたが、学校から地域…学校からじゃないです、ごめんなさい。生徒たちから地域、生徒・児童ですね、からの地域との話し合いというような、そういったようなものというのは、今まで行われていたんでしょうか。そして、また、今後はどうなっていくのかということがありましたら、お伺いできればと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 生徒から地域へというのは、今までもあまりできていない部分があったと思います。

総合的な学習の時間で、地域の独居老人に対して訪問したりとかして、お話を聞いたりとか、お手紙をやり取りしたりとかいうこともあったと思うんですが、ちょっと、コロナで、結構、そのへんが途切れたり、それから、施設のほうに訪問したりいうこともあったんですが、コロナでも、ちょっと、途切れた部分もあるんですが、徐々に復活して、地域との交流も進んでおりますし、今までは、ゲストティーチャーで学校に来ていただいて授業で専門的な知識を教えていただいたりすることもあるんですが、それを、さらに、もう少し広げていけたらなというふうには思っております。

あるいは、地域に出向いて、地域の方の話や地域の歴史について学ぶこともあるとは思うので、そういった時に、学校だけでの人数では、先生の人数では、なかなか危険回避なのか、安全面で、ちょっと、まだ、不安な部分がありますので、地域の方にも協力していただいて、グループごとに1人ついていただくとか、そういった形で、子供たちを見守っていきながら、教育活動に協力していただくことも必要じゃないかなというふうには考えておりますので、そういった中で、地域の方の価値観に触れることもできるんじゃないかなというふうには思っております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたけれども、地域から子供たちへの働きかけというかですね、そういった部分については、結構、お答えいただいたと思うんですが、子供たちから地域への働きかけというか、そういった部分、双方向でのある種コミュニケーションというかですね、そういった部分というのが、やっぱり、すごく大切なのかなと思うんですが、そういった部分について、子供たちから地域へのという部分に関しては、どのようにお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） そういった面については、コミュニティスクールを進めていく中で、そういう場を設けたりしていきたいなとは考えております。

先進校についても、幾らか先進校視察もさせていただいて、住民の方と児童生徒が一緒になって、一人ずつ会話を楽しんでいくとか、そういった取組もされていますので、そういった、いい取組を参考にしながら、双方向が意見交換できるような場をできるだけ設定で切らなというふうには考えております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） はい、ありがとうございます。

今、答弁にもいただきましたけれども、その双方向というのが、すごく重要なんじゃないかなと、僕も思っているんですが、そのあたり、先ほどの最初の答弁でもいただきましたけれども、意見交換の仕組みというか、そういった部分をつくっていったらというふうな思いもお伺いしておりますので、引き続き、ぜひよろしく願いいたします。

3 点目についてお伺いいたします。教育委員会の情報公開についての部分なんですけれども、今、パブリックコメントを実施されたりしていると思うんですが、パブリックコメントが実施されているかどうかというものの周知というものが、なかなか難しい部分があるのかなというふうに思っております。

先ほど、答弁にいただきました中では、広報紙、教育さよう、そして学校だよりで、そういった部分について、発信をしているという部分だとは思いますが、最近では、学校の中で、保護者へコミュニケーションを取るような携帯、スマートフォンのアプリケーションというのが導入されていると思うんですけども、そういった部分を活用するような予定はないんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 今、学校と保護者については、アプリケーションで頻繁につながるができるようになっておりますが、さらに、そこに住民をとということになると、かなりの広い範囲になりますので、そこは検討していかなあかなと、費用のかかることですし、簡単に、じゃあできますというわけにはいきませんので、少しずつ、とりあえず、先ほどもあったように、パブリックコメントやオープンスクールにしる、地域の方が教育をあまり知っておられないのかなというふうなこともありますので、まずは、教育現場に来ていただいて、今、どんな教育をしているかということを知ってもらうことが重要だと思うんです。

まず、そういったところから始めていったらなというふうには思っておりますので、そういったところで、もう 1 つは、例えば、評議員制度も持っておりますけれど、これはごく一部の方の学校運営に対する考え方ですので、さらに、もう少し学校運営に対して人数を広げて、たくさんの方のコミュニティスクールで意見を聞いて、こういうふうに、学校はしていきたいんだと言った時に、いや、もうちょっと、これは、こうしたほうがいいんじゃないかというような意見を取り入れて、学校運営を進めることも必要だと思いますし、新たに、いろんなことを増やしていくのは、ちょっと、課題も結構あると思うので、なかなか、こういうことを、こういうふうに工夫していったり、じゃあ、私たち住民ができることは、こういうことができるので協力していけるよという意見交換ができればいいかなというふうに思っておりますので、一気になかなか進まないと思いますが、まずは、今の教育現場を知っていただくことも第一、優先に考えたいと思っております。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

アプリ使用については、基本的には、保護者用のアプリというか、保護者と学校のアプリだと思っていましたので、保護者のみというふうに思っておりました。今、ちょっと、広げていくような考えについては、なかなか、その部分については、費用などもありますし、実際に、それを全部見たら、皆さんにとって、本当に、その費用対効果があるかと言われると、なかなか僕も難しいと思いますけれども、いろんな方法で意見交換をしながら、そういうふうな周知という部分ではやっていっていただければなと思う気持ちはあります。

その中でですね、その中というか、教育委員会の中なんですけれども、令和6年度の第11回の議事録ですね、これはホームページで公開されていると思うんですけど、その中のやり取りというのは、すごく住民の方、そして教育に興味がある方、特に、これは先般、議会でも話に出ましたけれども、佐用町立学校の在り方検討委員会設置要綱の制定についてという部分で、結構いい話がされていると、僕は思っているですね。ただ、そういったことについても、今まで、例えば、この教育委員会での話し合いという部分について、されていた部分、いろんな部分で広報されていた部分あると思うんですけども、もう一段伝えていく必要はあるかなというふうに思っているんですが、今回、この部分の中で、先ほど、お伝えさせていただいた11回の議事録の中の部分で、話し合いがされているわけなんですけど、そういった部分をまとめて、要約してというか、そういった部分について公開していくような、そういうような考えというのはあるんでしょうか。お伺いいたします。

〔教育課長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 失礼します。

教育委員会、毎月、定例で行っております。おっしゃるように。

それで、事前にお知らせして、傍聴も可能なようにはさせていただいてはおるんですが、実際、年間、何人かしか傍聴に来ていただけてない。そういった意味で、議事録の内容については、今おっしゃられるようにウェブで公開しておるということで、それを、今、これまでは、まとめるというようなことも全然してきておりません。ですので、これから、こういった形が、そういった、今、情報提供、こういったコミュニティスクール等も当然進めていく中、それから、在り方検討委員会をしていく中で、こういった大事な議論については、確かに、ピックアップしてあって、皆さんと議論する場に上げていくことは必要だと感じますので、そういった工夫も考えていきたいと思います。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

今回、一般質問でさせていただいたのは、新しい、このコミュニティスクールという考え方の中で、地域、そして住民の皆さんとの話し合いというか、そういった部分というのが、すごく重要視されているなど、個人的に感じていたからという部分もありますし、その中で質問させていただいたんですけども、回答としても重視していきたいというか、

強化していきたいというような言葉をいただきました。

私は、一般質問について何度も、この情報公開という部分について、お話をさせていただいてきました。

私自身は、教育を含むんですけれども、行政のあらゆる分野において情報公開を、さらに進めていくことというのが、町民の皆様との対話として、すごく重要だと感じています。その中で、以前の情報発信というのは、混乱をさせないように、発信する情報を制限するというようなことも考えられていたと思います。

今の社会は ICT 化、そして情報化社会ということで、たくさん情報があふれているというような現状だと思います。あふれている情報に慣れている。現在ですね。発信する情報を制限するというのが、混乱させないという意図とは逆に、憶測を招いて混乱を生んでしまっているというようなこともあります。

たくさん情報を出しているから安心できる。信頼できる。そういうような現状になっているかなというふうに思っておりますので、今、求められている。それがあつて求められている情報公開だとは思いますが、引き続き、対話とか重視していただけるということを、お話をいただきましたので、より一層努力をお願いいたします。

そして、また、現状の努力に感謝いたします。

また、コミュニケーションに関してですけれども、子供たち、親、先生方、行政、そこに地域の方、住民の方、そういったもののいろんな方々が佐用町の教育環境をよくしたいという思いというのは持っているということは、もう間違いのないと思います。

残念ながら、皆さんの思いが、上手にコミュニケーションできていないという部分が、少し、そういうような状況なのではないかというふうに、今、思っています。その中で、教育行政側から、その意見を、まず、発信をして伝えていく、伝えるから始まっていく、そういうコミュニケーションがあると思います。

より一層のコミュニケーションの強化をお願いいたします。そして、今までの皆様の努力に感謝いたしまして、一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大村 隼君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 3 時 50 分とします。

午後 0 3 時 3 4 分 休憩

午後 0 3 時 5 0 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

10 番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利一志議員。

〔10 番 廣利一志君 登壇〕

10 番（廣利一志君） 10 番議席、立憲民主党の廣利でございます。

本日は、1 問、町長の施政方針、発言の検証ということで、質問させていただきます。

町長の発言によると令和6年度は、町の20年先、10年先を見据えた大変重要な1年と位置づけられています。年度末を迎え、その重要な幾つかの点について、改めて町長自身がどのように成果を確認され、検証されているのか見解をお聞きしたいと思います。

まず、1点目は、「縮充」のまちづくりの推進で、具体的には、検討会議、ミライカイギは所期の任務を果たしたのか。

縮充戦略アドバイザー、戦略支援員は役割を十分に果たしたのか。

この1年間の成果は予定どおりだったのか。

2点目は、健康・福祉についてですけれども、子育て支援の充実で紙おむつを支援する、クーポン券を支給すると。この対象世代、対象の若い世代の生の声については担当課などより、町長の耳に届いていますでしょうか。

介護サービスの実情。介護サービスのニーズの把握と将来への推移をどう捉えているか。

もう1点は、介護人材確保について町の支援をさらにアップして支援を継続すべきか、見解をお聞かせください。

3点目は、若者・学校ですけれども、若者にとっては、佐用町は住むのにも、あるいは仕事をするのにも魅力ある自治体なのか。他の自治体と比べた時、佐用町は選択肢に入っているのか。

もう1点は、佐用町型連携教育の目指す方向は。

4つ目として、山林の町有林化についてですけれども、まず、森林再生のあるべき姿を指し示すことが、具体的に50年先、60年先、あるいは10年先の両方ですけれども、指し示すことができたのか。

もう1点は、地球温暖化防止へのCO2の吸収について、どの程度の森林再生で、どの程度木々が成長したとき、どれくらいのCO2の吸収になるのか、ユーカリ植栽の目的の1つでもあります。住民に分かりやすく示していただきたい。

最後、5点目ですけれども、町村会長としていわゆる「県政の混乱」に対して、市長会とは違う対応であったが、今回、県・市長会・町村会の3者で予定のSNSでの誹謗中傷については共同声明を予定されているというふうに報道されていますが、今回は同一步調を取られるのはなぜですか。見解をお示しください。よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、今議会の一般質問、最後の廣利議員のご質問にお答えさせていただきます。

私、町長の施政方針、発言の検証というご質問であります。検証ということで、自分自身の発言を自分自身で検証するということについては、見方によれば客観性に欠けるというふうに思いますので、いろいろな、それぞれの議員はじめ、方々の見方があると思いますが、廣利議員は廣利議員の目で検証をしていただければ結構かというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

令和6年度の施政方針におきまして、令和7年度に合併20周年を迎える中、10年後、20年後の佐用町を見据えて、これまでの取組を振り返り、さらに磨きをかけるため、令和6年度は大変重要な1年になるというふうに申し上げました。縮充のまちづくりをはじめ、主要施策について、それぞれ、方針を説明申し上げたところであります。

その中で、ご質問をいただきました5つの項目について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の項目である「縮充のまちづくりの推進」につきまして、お答えをさせていただきます。

1点目、検討会議、ミライカイギは所期の任務を果たしたのかということでございますが、昨年度より新たなまちづくりのキーワードとして「縮充のまちづくり」を掲げ、検討を進める中で、誰もが「縮充」を正しく認識し、主体的に取り組むためには、一定の指針が、当然、必要ではないかということで、「縮充のまちづくり方針」の作成を進めております。

縮充のまちづくり検討委員会は、方針の検討を行う場として、有識者、住民代表、役場職員の三者で構成し、今年度中の策定を目指し、検討を重ねていただいているところであります。委員の皆様には、各立場からご意見や将来の佐用町について熱心に話し合っていていただき、「縮充について考え、行動するきっかけづくりの冊子」として取りまとめることで、来年度からの取組へとつなげていくとともに、行政においては、令和9年度から始まる、第3次総合計画のベースにもしていきたいというふうに考えております。

あわせて、縮充の実現に向けた具体的な取組の1つとして、佐用町在住、在勤、出身のおおむね50歳までの公募委員によるミライカイギ実行委員会を設置し、若者が気楽に集まり、交流しながら町の将来について考える、若者のまちづくりへの参画の場を設けており、来年度以降、縮充のまちづくりの推進とあわせた活発な活動を期待しているところでございます。

次に、2点目「縮充戦略アドバイザー、戦略支援員は役割を十分に果たしたのか」ということでございますが、まず、縮充戦略アドバイザーは、部署や政策などの縦割りを超えて総合的かつ戦略的に施策を推進するとともに、適切なアドバイスをいただく役割として、令和5年度より週1日勤務をしていただいております。

具体的には、地域支援や相談業務、行政内での縮充の進め方の検討や考え方の整理、本町の実情に合った他自治体の事例等の紹介、他部署業務の支援、具体的には介護保険総合事業やコミュニティスクール事業等の支援や部署間連携の促進などを行っていただいております。まちづくりにおける専門性と様々なスキルを有した専門家を行政内部に迎えることで、縮充のまちづくりを、より充実かつ的確、また、スピード感を持って進められているというふうに実感をしております。

また、縮充戦略支援員につきましては、行政と地域をつなぎ地域支援の充実を図る中間支援機能的役割として、今年度から週2日勤務をいただいております。具体的には、地域づくり協議会への出前講座の実施やミライカイギ実行委員会の運営を行うとともに、行政内でも若手職員研修に企画段階より加わり、若手職員が地域と関わるプログラム実施に携わるほか、元兵庫県版協力隊として活動された経験を生かして、地域おこし協力隊の活動や生活の相談も含め、現役隊員同士をつなぎ、また、退任後の隊員の相談なども行っていていただき、アドバイザー・支援員ともに、縮充のまちづくりを推進していく中で重要な役割を果たしていただいているというふうに考えております。

最後、3点目「この1年の成果は予定どおりだったのか」というご質問でございますが、今年度は、これからさらに10年、20年先を見据え、縮充のまちづくりを推進する上でのベースづくりの1年であったというふうに考えております。

現在策定中の縮充のまちづくり方針を基に、誰もが現状を正しく認識し、自分のこととして将来の佐用町について考え、行動することが、縮充のまちづくりの実現には欠かせません。そのために、様々なシーンにおいて多様な方々の意見を聞き、今後の方向性について検討を重ねてまいりました。

また、1月末には全職員対象の職員研修を開催をいたしまして、私のほうから「縮充のまちづくり講話」として、行政職員として今後縮充のまちづくりを進めるに当たり大切に

すべきことについて、直接、話をさせていただきました。

今後、佐用町だけでなく、日本全体で進む人口減少、少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化などに対して、これまでとは異なる「ものさし」で価値観の転換を図り、このまちで心豊かに、また、幸せに暮らせるよう、役場職員はもちろん、住民の皆様と一緒に、縮充のまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、2つ目の項目であります健「健康・福祉」につきまして、お答えをさせていただきます。

1点目、紙おむつ及びクーポン券対象の若い世代の生の声が担当者などから届いているのかについてでございますが、本事業は、令和5年度から実施をいたしており、保護者の経済的、身体的負担を軽減することを目的に保育園等で使用する紙おむつとおしりふきを無償で提供、また、3歳未満のお子様を家庭保育する世帯に対して1人当たり年間4万円分のクーポンを支給しており、これは有効に利用をいただいているところであります。

一部の利用者から、「保育園利用開始によりクーポンの対象外となって残念」であるとか、「おつりが出ないのが不便」などという意見があるというふうに聞いておりますけれども、「通園時におむつを持参しないのは助かる」「クーポンでおむつ等の購入ができるのは助かっている」など事業の効果があつたと認識をいたしております。さらに、保育園では園児一人一人のおむつ等に名前を書くなど数を、これまで管理をしておりましたが、一律にサイズのみで管理ができることで、保護者や保育士の負担軽減にもつながっており、そういう評価ができるというふうに考えております。

次に、2点目、介護サービスのニーズの把握と将来の推移についてでございますが、高年介護課では、介護保険事業計画を3年に1度策定しております。計画2年目である年は、要介護認定を受けられていない高齢者を対象にした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、要支援・要介護認定を受け、在宅で介護を受けておられる高齢者及びその介護者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施しております。アンケートの内容は、厚生労働省からの全国同一の質問と佐用町独自の質問をあわせ、高齢者の実態把握やニーズの調査を行います。来年度が第10期計画策定のためのアンケート実施年になっておりますので、現在、それに向けた準備を進めているところでございます。

また、町民の方から介護認定の申請や困りごとの相談があつた場合には、具体的に、お話を伺いながら、その方々には、こういったサービスが必要であるかを見極め、佐用町で受けられるサービスについて丁寧な説明を行っております。

佐用町の高齢化率は、議員もご承知のとおり、県下でも、最も高くなっております。今後、高齢者人口は減少すると見込まれますが、総人口の減少により高齢化率は増加することが予想されます。誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように、必要な介護サービスの提供と合わせ、「いきいき百歳体操」や、「元気アップスクール」など、1日でも健康寿命が延びる取組を今後も進めてまいります。

最後の3点目、介護人材確保に向けた町のさらなる支援ということについてでございますが、介護人材の不足は佐用町だけではなくて、全国的に大きな課題となっております。佐用町におきましても、播磨科学公園都市圏域事業として福祉資格取得助成金や、福祉資格講習会の周知、在宅医療・介護連絡会を通じ、医師会や介護事業所と協力して研修会や講演会も実施しております。今後も介護人材の確保及びスキルアップに向けた支援も行なってまいります。

次に、3つ目の項目「若者・学校」ということについて、お答えをさせていただきます。

1点目、若者にとって佐用町は魅力ある自治体なのか？他の自治体と比べたとき選択肢に入っているのかとのご質問でございますが、昨年末に実施をいたしました、子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査につきまして、就学前の児童の保護者を対象に、

「子どもを育てる場所を自由に選べるとすれば、今後も佐用町で育てたいと思いますか」という質問に対しまして、「佐用町で育てたい」が最も高く 56%となっております。

次に、小中学生の保護者を対象に「子どもを育てる場所を自由に選べるとすれば、今後も佐用町で育てたいと思いますか」という質問に対しまして、「わからない」が 44%で最も高く、次いで「佐用町で育てたい」が 43.5%という結果となっております。

次に、小学校 4 年生から 5 年生の児童を対象に「大人になっても佐用町に住みたいと思いますか」という質問には「そう思う」が 36.4%で最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 29.4%という結果となっております。

以上のような、アンケート調査の結果を見て、他の自治体と比較して、決して佐用町が魅力のないまちではないというふうに思われるものの、小学校高学年、保護者それぞれ個々の考え方や将来の目標もありますが、多くの方にとって佐用町が選択肢に入っているものというふうに考えております。

今後とも佐用町で生まれ育ってよかったと思われるまちづくり、佐用町に住みたいと思われるまちづくりを職員一丸となって不断の努力を積み重ねてまいりたいと思います。

次に、2 点目、佐用町型連携教育の目指す方向でございますが、令和 3 年度より佐用町型連携教育推進プロジェクトを立ち上げ、将来の学校規模適正化を見据えながら、佐用町の現状に見合う形の小中連携、小小連携、中中連携、地域との連携について、これまで各中学校校区で積極的に実践し、特色ある取組が行われてきております。特に、小中連携に力を入れてまいりましたが、この取組によって、「中学入学への不安解消につながった」という児童生徒の意見や「入学してくる生徒の様子を事前に把握することができて、不登校の未然防止につながった」という教員の方の意見がアンケート結果からも上がってきており、少しずつ成果が出てきているというふうには認識しております。

こうしたことから、当面はこの佐用町型連携教育推進プロジェクトを推進し、さらなる実践の充実と積み上げ、その効果の検証をしていく方針でございます。併せて、来年度には、学校の在り方検討委員会を設置し、この連携教育の成果も踏まえながら、今後の児童生徒数の減少に対応した、よりよい教育環境について協議をしていく予定でございます。

次に、4 つ目の項目であります「山林の町有林化」について、お答えをさせていただきます。

1 点目、森林再生のあるべき姿を指し示すことができたのかとのことでございますが、森林所有者自らが管理、経営できない民有林は非常に多く、これらの山林が放置されている状態であることは、これまでも、ご説明してきたところでございます。ご承知のとおり、山林はたくさんの多面的機能を有しておりますが、放置されていることによる弊害は非常に多いと推測されます。これらの放置された山林を地方自治体が有償で、しかも受け取りを拒否する条件がほとんどなく引き受ける制度は、日本国内、日本中、全自治体の中でも、ほかにはないのではないかとというふうに思いますが、森林再生のあるべき姿は、森林ビジョンでお示しをしておりますとおり、今後も、そうした佐用町の取組を続けながら、これは時間がかかる、森林の再生といっても、やはり、管理をし、成果が出てくるには、相当の時間を要します。そうした努力を続けていくことが大事だということであり、今後も全国に先駆けたトップランナーとして森林再生に努めてまいりたいと思っております。

次に、2 点目、地球温暖化防止への CO₂ の吸収について、どの程度の森林再生で、どの程度木々が成長したとき、どれくらいの CO₂ の吸収になるのか、住民に分かりやすく説明をしていただきたいということでございますが、私も科学者でもありませんし、そうした詳しい知識は持っておりません。ただ、森林が CO₂ の吸収をしてきた、地球の環境を、やっぱりこれまでの環境をつくってきたと、そういう役割を果たしてきたということは、これは、そうした知識がなくても、誰もが科学的にちゃんと実証されていることであって、

それは、細かい、幾ら吸収すれば幾らの削減のできるというような計算をするまでもなく、皆さん、十分に、それは理解をされるところではないかと思います。ただ、森林の成長量と吸収量の算定方法、そして、間伐や施業、樹木の生長した幹材積（かんざいせき）ですね、そういう樹種ごとに定められた指標、係数というものはあります。これは林野庁等が、そうした専門家の方が、それぞれ学術的に、そうした計算をつくり、計算方法で係数を掛けて、係数を計算して、そうした細かいものとして、計算ができるようにはできているということは、私も知っておりますけれども、やはり樹種、また、樹高、また木もどんどん成長していくといっても、いつまでも同じように成長するわけではありません。若い時から、老木になる時、そういう中で、それぞれ、そうした吸収量というのは、かなり差があるというふうに聞いておりますので、一概には申し上げられないところでございますが、林野庁の資料によりますと、杉の 36 年から 40 年生ですね、いわゆる 1 つの成木になるぐらいなまでです。その人工林 1 ヘクタール当たりの年間の吸収量は約 8.8 トン、CO₂ を 8.8 トン吸収するというふうに推定がされております。

一方で、ガソリン 1 リットルから排出される CO₂ というのは 2.32 キログラムでありますので、スギ 1 本当たり、年間 3.8 リットル分のガソリンから排出される CO₂ というものを、これを吸収しているということに、計算上なるということ、そういう資料がございます。

決して、私のほうも、そういうことで、皆さんに十分に分かりやすく説明するということはできませんけれども、いずれにしても、先ほど申しましたように、森林は植物の集合体であり、植物の光合成によってのみ CO₂ が吸収をされていくわけであります。その結果、温室効果ガスの一因と言われる CO₂、温室効果ガスというものの濃度が低減をされ、地球温暖化の進行が抑制をされるということであります。すなわち、こうした効果をもたらしているのは、植物の光合成にほかならないということ、これは町民の皆さん誰にも、誰もがご理解をいただき、森林をやっばり育て、管理し、大切にしていかなければならないということは、十分に知っていただきたいと思いますし、佐用町の今の取組において、町民の多くの皆さんも、それについては、十分とは言わなくても、それぞれご理解もいただいているところではないかというふうに思っております。

それと、最後になりますが、施政方針とは全く関係がない問題ではないかと思いますが、5 つ目の項目、「SNS での誹謗中傷による県、市長会、町村会の共同声明の予定」ということについて、質問でありますから、お答えをさせていただきますけれども、まず、大前提といたしまして、同じ問題に対して過去にとった行動や発言と現在のそれとが違う場合に、首長として説明を求められることがあるというのは、これは、まあ、一定程度、私も理解をいたしますが、議員のご質問は、違う問題に対して同じ行動をとらないのは何故かというふうに、お聞きになっているように、私は思います。

全く、市長会が知事の選挙の最中に、ああした候補を応援をするというような行動を取られたことと、SNS の誹謗中傷を、これは駄目だと、こういうことは、やっばり許すべきではないということの共同声明を出そうということとは、これ全く違う問題であります。

そういう問題を、なぜ、行動が違うというふうな形で、質問をされているのか、その真意を、私は、はかりかねているところであります。

ご質問にありますように、町村会長としていわゆる「県政の混乱」に対して、市長会と違う対応であったということでありましたが、町村会長としての対応をこの場で答弁させていただくことが相応しいことかどうかはさておきまして、ご指摘の市長会の対応というのは、昨年 11 月に行われた兵庫県知事選挙において、市長会が、これはあくまでも、市長会と言っても有志、22 名の方でございましたが集まって、特定の立候補者を支持する意向を表明されたことを指すものと理解をしているわけでありましたが、このたびの有志の市長会

での対応は、まず、29名の市長のうち、22名の方が集まってということで、全員ではありません。同じ県内の首長といえども、それぞれの立場や政治理念もあります。完全に、みなが同じ意見、同じ考えを持っているわけではありません。そういうことで、完全に1つの一致した形での行動ということは極めて難しいということであろうかと思います。

町村会においても同じでありまして、町村会も任意の団体であります。決して、町村会が同じ皆さん考えで集まって、同じ行動をしているわけではありません。そういう中で、12名全ての町長が同じ考えでは、当然、今、言いましたようにないわけでありまして、統一的な行動がとれないのであれば、私は、町村会としての行動という形については、町村会の名前を持って、そうした行動をする意味はないというふうに考えたわけであります。

また、この有志の市長会の会見後、様々なメディアでも取り上げられましたとおり、やっぱり首長というのは、それなりの、それぞれ自治体を代表する立場になります。そうした首長の地位を利用して、特定の立候補者への投票を促していると、そういう批判を受けるということも、実際にあったわけです。

しかし、私といたしましては、こういう批判が起きてくるということは、当然、予想ができるわけでありまして、これは結果を見ずとも、十分に、そうした世論から批判が出るということ、当然、マスコミが中心ですけれども、予想ができましたので、町村会長として、最終的に、そうした行動は一緒に取れないし、あの段階で、そうした行動を取るべきでないということで、同じ場には立ちませんでした。そういう判断をしたものであります。

しかし、一方、先ほども申しましたけれども、SNSでの誹謗中傷について、これは、問題は同じような関連は、ずっとしているんですけれども、県市長会、町村会3者で共同声明を出そうという形には、皆さん、同じ意見になりました。これは同一歩調を取るというのは、先ほど、答弁させていただいた問題をSNSでの誹謗中傷問題というのは、どちらも兵庫県知事選挙に端を発するというものは共通点としてこそあるものの、問題の内容と質に関しては、全く別のものであるのは、誰の目から見ても明らかではないかというふうに思います。

SNSでの誹謗中傷を苦に、元県議会議員がお亡くなりになられたこと、本当に残念で、私も心からお悔みを申し上げます。

このような悲しい出来事が起きる中、国においても石破首相が「重大な影響を及ぼす深刻な課題だ」というふうにも発言をされておりますし、このような誹謗中傷、根拠もない中傷をまき散らすというようなことがあってはならないことを考え、一緒に行動することは、それぞれの立場や政治理念というのは関係なく、首長だけではなくて、社会の、やっぱり社会人として道徳的にも、当然のことであろうかと思います。

その行動の1つとして、町村会といたしましても共同声明を出すのであれば、同じところに、立場に立って、一緒に共同声明を出そう。これは県、これは出すとすれば知事、そして、市長会、町村会でありますので、そういう同じ立場になって、対応をしていこうということで、私も同意をしたところであります。

いずれにいたしましても、今の兵庫県政は、これまでにない大きな混乱の真ただ中にあるというふうに思います。県政への信頼も大変落ちてきております。多くの県民・町民の方が心配も、当然されておりますし、私も心配をしております。

私といたしましても、一刻も早く安定した県政が行われるよう、町長として、また、町村会長としても、できる限りの、私のできる範囲内の努力はしてまいりたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 令和 6 年 3 月の施政方針の中で、町長は、「人口や税収は縮小しても、地域の営みや町民の暮らしを充実させる」と、縮充のまちづくりの中で、そういうふうにおっしゃっているわけですが、この考え方は、今も正しく、そのことが町民の皆さんにも伝わっているというふうにお思いでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 人口が減少をしているということ、これはもう、目の前の現実の問題であります。

これは、誰もが、この社会状況、今の人口減少を、今、止めるということとはできない。

だから、そういう中で、今、ここに誰も生活している人、生きている人、こういう方々が、やはり、それは、しっかりと現実を受け止めた中で、これまで築き上げてきた、いろんな社会の仕組み、行政の仕組みの中で、安心して、安全にみんなで暮らしていけるものを、そういう町を維持していかなきゃいけない。このことは、これは、皆さんには十分、認識、理解をしていただいているというふうに、私は、思っております。

人口が減っても、安心して安全に暮らせる町にどうしていくか。どういう形で、それを維持していくか。このことが、やはり一番、今、行政にとっても、一番大事、問われていることではないかということで、昨年の施政方針でも、そのような方針を申し上げたところでありますので、そのために縮充という言葉を使って、それを代表した形で使っておりますけれども、縮、人口が減るという状況、現状。これはもう、合併後、ずっと何十年も続いてきたことです。

しかし、ここにきて、充では、じゃあ、その中で、どうするのかと。それは、この人口が減っても、この社会を維持していくように工夫をしていく、そういう取組が 1 つは充につながる取組だと、そういうふうに、私は、皆さんに申し上げているところで、この部分は、それぞれ町民の皆さん、誰にもご理解をいただいているとは、まだ、思っておりません。そういうことを、皆さんに、これから、行政としては、伝えていかなきゃ、皆さんに理解をしていただく努力をしていくことが、実践を通して、理解をしていただくことが大事だというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私も地域へ入りますので、地域の皆さんからお声を聴いておりますので、そのことを、また、ここで伝えさせていただきます。

やっぱり、縮充の捉え方ですが、この施政方針にある地域の営みや町民の暮らしを充実させるというところについては、それを理解されている方というのは、まだ、なかなか、どちらかというと、縮んでいく、縮小するというイメージがあって、充実させるというところについては、私がお会いする方々の中には、多くが、そんな理解かなというふ

うに思いますので、その意味で、まだ、さらに理解をされているという形ではなくて、やっぱり、どう理解をしてもらうかという姿勢が、さらに必要かなというふうに思うんですけれども、そういう前提で、このアドバイザー、戦略支援員ですけれども、いろんな効果があったということであるんですけれども、これ民間だったら、こういうふうにするんです。スタートする時と年度末で結果どうだった。年始スタートする時には、目標を与えて、2回、3回と効果、結果を確認するということをするんですけれども、そういうことはされているんでしょうか。いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

まず、先ほどの、この縮充という中で、縮んでいると。これはもう現実、人口が減っているということが1つ、これは現実の、今、問題であります。

そういう中で、それに、その中でも充実した、また、町民の皆さんにとって生活する上で、いろんな必要なものというものを維持していく。だから、そういう中で、少しでも、もっと使いやすい、もっと快適に、もっと便利に皆さんが自由に使っていただけるような活動ができるような町をつくっていくという、その1つは、やっぱり、例えば、これまで、整備してきた三日月地域で言えば、三日月の文化センターと、ああした役場庁舎、これを統合して、やっぱり使う人が少なくなつて、施設も古くなつて、経費もいっぱいかかって、これを、やはり少ない人口の中で、もっと、やっぱり使いやすいものにしていこうという、そういうことで、あれだけ地域センターのような役場を改造して、いろんな機能を持たせて、ああいう施設に大改修を行いました。私は、これも充実だというふうに思います。

物はなくなってきたけれども、それを充実したものにしていくという取組ですよ。

こういう取組を見ていただいて、やはり、実際に、皆さんに、生活の中で、これを実感していただくことで、今の町が考えていく縮充ということを、やっぱり理解を、まず、していただくということ。このことが、私は、大事だということで、施設、三日月だけでなく、上月も、そういう形を取っておりますし、南光の今回の文化センターや、そういうところも、そういう施設として、そういうハード的な事業を十分に、そういうことで取り組んでまいりました。それが1つの町民の皆さんへの理解をしていただく上での町としての大きな政策だというふうに、私は捉えております。

それとは別に、先ほどの話で、そういうソフトの面で、将来への町民の皆さんの、そうした町への思い、不安、また、どういう将来になっていくのか。子供たちの教育、そういう生活の面で、どういう町を目指していくのか、こういうことを考えていくのが、今、地域づくりの皆さん方、地域の皆さん方が一緒に考えていただくということで、地域づくり協議会等でも、いろいろな地域の将来を見据えながら、地域の中での維持していくための活動を行っていただいております。

それに対して、専門的と言いますか、いろんな経験を持った方が、第三者が、そういう、いろいろな意見なり、また、アドバイスをしていただいて、地域の皆さんが考えるきっかけ、また、考える方向をまとめていくという、そういう方向で、今、取り組んでいただいておりますので、本来、これは私は、役場職員が中心に、実際にならなきゃいけませんし、現在、当然、役場の職員、それぞれの担当課の職員が中心になってはやってきているとは思いますが、やはり、たくさんの意見があり、いろんな幅広い、今、情報が、いろいろとある中で、どうしても役場職員だけのスキルでは、十分な、そうした、皆さんへのアドバイス、指導ができない。いわゆる民間から、また、別のそうした外部から

の指導や意見、いろいろな人の力も借りるということ、このことも必要かと思って、今、そうしたアドバイザーとか、そういう人たちをお願いをしているところです。

そういう中で、廣利議員言われる、当然、こういう目標を立てて、どういう成果が出たというようなことを検証をしていくということが、これは大事だと思いますけれども、当然、これは、今言われる民間の製造業とか何かとかだったら、すぐ数字で出ますけれども、なかなか数字では表すことができません。ですから、ある程度の時間は、当然、当初から想定、かかるということは前提に取り組んでおりますので、今、先ほども答弁で申し上げましたけれども、そうした縮充のまちづくりの基本方針とか、そういう中で、1つのとりまとめを、今、行っております。そういうものが、当然、成果として、出てきた中で、次の段階へと進んでいくということでもありますので、きちきちと1年1年とか、半年半年というわけにはいきませんが、それなりに、当然、それまでの取組に対しての評価というようなものは、ちゃんと、評価しながら、検証しながら、計画的に進めていくという、これは非常に大事だというふうに思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 役場の仕事が数字とかで、なかなか出せないというところ、これは理解できます。

ただ、先ほども、ちょっと触れたように、アドバイザー、戦略支援員については、やっぱり目標の共有化、確認。それから、当然、その年始だけではなくて、年央も年度末も、できたかできなかったか。あるいは、何が不十分だったかという共有化、効果の確認、成果というふうなところは、繰り返しになりますけど、これは必要なのかなというふうに思いますので、また、検討もしていただければなというふうに思います。

それで、健康福祉のほうへ、ちょっと、進みます。

私、ここで、健康福祉のところで言いたいのは、縮充のまちづくりと関係するんですけども、双方向というのを考えないと、これからの地域で縮充という形で取り組むなら、住民の皆さんが、先ほど、地域の営みや町民の暮らしを充実させるというところで、思いがそんなふうになっていただこうとすると、役場が遠い存在ではなくて、事あるごとに役場と相談できる。窓口と相談できると、双方向が必要なのかなと。

で、昨日でしたかの質問の中でも、オンライン診療のところがありました。

確かに、町長言われるように、まだ、不確かだというふうなところがあったりします。

あるいは、予算特別委員会の中でしたか、取り上げましたけれども、窓口で、若いお母さんに対して、ズームで相談ができると、これは1つ縮充の充のところで、これから進化していきますので必要ではないかなというふうに思うんですけど、確かに、今は、不確か。オンライン診療もねかも分かりませんが、今後の方向性としては、いかがでしょうか。

議長（千種和英君） 通告にないですけど、大丈夫ですか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） こういった新しい技術を活用して、こう人口が減っていく中でも充
を指すと。その考え方自体は、もう廣利議員おっしゃるとおりだと思います。

ただですね、このオンライン診療、今、すごく新たな技術のようにおっしゃられますけれども、これ私、確か北陸のほうの自治体で、相当前から、このオンライン診療という制度はあったと思います。これが、もうこれ 10 年ところではないと思います。もっと前だったと思います。これが、やっぱり全国的に普及していないというのは、やはり、課題が何かあるから普及していないというふうに、私は、認識しています。

どの自治体にも、全国的に当てはまって、すばらしい仕組みであるならば、もっと早く普及していると思うんですね。やっぱり、この課題を一つ一つ乗り越えないと普及はしないというふうに思いますので、そのこと自体は、私は否定いたしませんけれども、やはり、何か今の佐用町には、すぐに導入できる環境にはないんじゃないかなというふうに思っています。

と言うのは、1つの理由としましては、例えば、医療機関側には、操作ができる方、導入できるかもしれません。当然、費用は要すると思いますがね。

ただし、では、患者側、これは誰が、どう操作するのか。そういう課題も、やっぱり考えただけでも、すぐに出てくるわけです。やっぱり、こういうところも、やはり人が要るわけです。ですので、将来的な可能性は否定いたしませんけれども、ちょっと、なかなか、すぐ今、よそがやっているから佐用町もすぐというものは、ちょっと難しいかなというふうには考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 今後の中で、何らか、ほかの方法がもしかしたらあるかも分かりません。双方向という形で。

要するに、縮小する。しかし、充実するというのを考えていく時に、やっぱり、そういうものを使いこなしていくというのが、今、駄目と判断じゃなくて、今後もやっぱり、検討の材料の中には入れていってほしいなというところを、ちょっと、思います。

続いて、この若者・学校のところに、ちょっと入ります。

連携教育のところについては、これは先ほどの質問でも出ましたので、再質問しません。

若者にとって、佐用町は魅力ある自治体なのか。まず、これは、地元の地元で考えたんですよ。地元の地元、要するに役場です。役場が魅力ある勤め先なのかな。

そのところが、ちょっと、気になりまして、5年以内の退職者、役場に勤務して5年以内に退職した職員の方が、私は、ほとんどおられないと思ったんですけども、これ町長に聞いたらいいですか。副町長に聞いたらいいんですか。この5年間の数字というのは、感覚でも構いませんからいかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 定年を待たずに、途中で佐用町役場を退職する。これは、家庭の事情であったり、特に、個人的な、それぞれ問題もある方もあったかと思いますが、

私の感覚では、前にも申しましたが、公務員として、公務員を辞めるんじゃないくて、公務員を辞めて民間のいろんな企業に行くという、仕事をするというふうな転職ではなくて、同じ公務員から公務員の転職が5人、6人か。最近、もう1人ありました。今年も3月をもって、岡山市のほうに転職をします。だから、実際に、ここ5、6年の間に、6人、7人は、そういう状況があります。

だから、それが、じゃあ佐用町が本当に魅力がないとか、嫌だから、仕事が嫌だから辞めるというんじゃないくて、1つは、当然、家庭の何ていうのか、自分の生活。やはり皆さん、今の生活というのは、仕事と自分のそれぞれの個人的な家庭なりの生活というのは、本当に完全に分けて考え、若い人たちは特に考えます。ですから、佐用町でも退職しなくても、同じ佐用町役場の職員として、ずっと勤務してくれているんですけども、佐用町の住所から、たつのや、上郡や、そういうところへ住居を転出するという職員も、これも相当あるわけです。

1つの経済的な面でも、当然、皆さん、誰も生活の面ですから、少しでも収入がいいということを、当然、それは、1つの判断材料だと思います。その中に、同じ公務員でも、私たちの佐用町と、例えば、姫路市と給与の差というのは、かなり大きいものがあるんです。皆さん、同じだというふうに思われますけれども、いろんな手当、例えば、今度、地域手当というのが、佐用町にも、ようやくある意味では認められましたけれども、こういうものが、今まではなかったし、それから、階級にしても、私とこは6級で終わりです。それが県に行けば10級まであるんです。こういう中で、長い公務員生活、40年なり、50年なりを考えた時に、その間の大きな差が出てきます。だから、そのへんを、やはり若い人たちも考えます。そこのところは、私は、もっと国においても、同じ、この地方から、今、都市部へ都市部へという流れを、逆に、都市から地方へということ、国では、そういう（聴取不能）言いますけれども、制度上、そういう流れになっておりますのでね、だから、決して、佐用町が、今のように魅力がないからというわけじゃないけども、いろんな意味で、若い人たちも転職をしていくということ。人数から言えば、単的に言えば、7人ぐらいあります。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 数字を出していただきました。

令和元年が採用9名、辞められた方が4名。

令和2年が10名採用で、2名退職。

令和3年が12名採用で、1名退職。

令和4年が19名採用で、3名退職。

令和5年が9名採用で、1名退職。

令和6年は12名採用で、今、退職者はゼロです。

〔町長「ちょっと、違います」と呼ぶ〕

10 番（廣利一志君） 違いますか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 多分、退職じゃなくって、採用通知、合格通知を内定をしたものの、辞退。採用前に辞退する数がそうじゃないですか。それは。

退職者、そこは連動はしていない。若い人たちがすぐに退職するんじゃないかって、全体の退職者はありますよ。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） いや、いや、いや、これは、ですから、採用後 5 年以内の職位に限り出してもらったんですよ。

それで、現実を、やっぱり直視しないといけないというふうに思うんです。

これは、出していただいた方がそうですし、課長の皆さんが、まず、どういう認識か。これ離職率で言うと 17.5 か何か。やっぱり、7 か 8 超えると多いということになります。

その方たちの声を聴いていないんですけれども、しかし、一般的に言われている若手職員が公務員を辞めると。理由、これは私は分かりませんが、年功序列の弊害と、ちょっと、これ書いてあるんで、そのまま読みます。

仕事ができる、できないに関わらず、上の役職に就けてしまう。自分の能力は低いのに部下には威張っている上司を見て失望した技術職 2 年目で退職の方。それから、目指すキャリアとの不一致と。希望しても、なかなか興味関心のある分野の担当になれない。自分の適正に合わない業務を任され、日々ストレスを感じていた。7 年目で退職。

あと、それぞれあるんですけれども、私が、ちょっと聞きたいのは、希望する職務に就ける。あるいは、ローテーションを 2 年とか 3 年でする人もあるし、専門職を育てていってプロ化するという、例えば、7 年、8 年勤務する。同じ仕事にですね。そのあたりは、希望が全部かなえられるとは限りませんが、そのあたりの取組は、どんなふうに行われているのか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 職員を、基本的には佐用町の場合、普通一般職員というのは、いわゆる総合職、どんな仕事でもする一般職で採用をしています。

しかし、実際、専門職という部署もあります。保健師であったり、技術職で技師という形で採用する職員もあります。

やはり、最近、学卒、若く、学校出てすぐに採用、就職する職員と、それだけでは、なかなか十分な人員を確保できないので、今までだったら、40 歳ぐらいまで年齢を上げて、社会経験を持った人を採用するというようなこともあります。

しかし、若い職員が、やはり総合職として、いろんな部署を、やっぱり経験をすることが、こうした公務員として、特に地方公務員、役場の職員としては、これは本当に大切なことなんですね。だから、できるだけ、長く同じところに仕事をするのではなくって、本人としては、やりたい仕事、やりにくい仕事というのがあってもいいけれども、やはり特に、若い職員については、3 年とか 4 年とか、長くても、それぐらいで、次の新

しい職場に異動していくという、そういう考え方で、当然、これ、職員の育成ということを頭に置いて、常に計画的に職員の仕事の状況、能力、適性、そういうものも当然、勘案しながら、異動をしているということでもありますので、そこは、一番大事なことだと思っています。

議長（千種和英君） よろしいか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） すみません。先ほど、そのご自身の希望、職員のですね、その点だけ、ちょっと、補足をさせていただきます。

まず、2年に一度、自己申告書というものを出示していただくような制度を設けております。

これに、本人が希望、移動先ですね、希望したいというものを記載をいただけるようになっております。

ただし、これはもう、ご承知いただいているとは思いますが、全ての方の希望を、そのとおりには、やはりどうしてもなりません。これは、残念ながら、そうはできませんけれども、今回、また、令和7年4月に人事異動ございますが、なるべく希望に沿えるように、そこは配慮しているつもりであります。

それから、もう1つは、これは先ほどの自己申告は2年に1回でございますが、毎年1回、各課長、室長を対象に、各課、室の人事ヒアリングというものをして、各課の業務の状況、あるいは職員の勤務状況、そういったことをヒアリングする機会を設けております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10番（廣利一志君） この令和元年から、先ほど申した数字ですけれども、令和元年からの退職者の状況については、私は、ちょっと、まだ、お会いしていないので分かりませんが、多分、給料とかではないというふうに思うんですけれども、ぜひフォローをしていただければなというふうに思います。

もう1点、女性管理職のことなんですけれども、役場自身が魅力的であるかと。半分、女性がいて、女性管理職、ここに課長の皆さんがおられるわけなんですけれども、あと室長が入って管理職なんですけれども、女性管理職というのが何名で、あるいは、管理職を育てていくというふうなところについては、どんな取組をされているんでしょうか。

議長（千種和英君） どうですか。これも通告とは大分違うんですが、答えられますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えいたします。

まず、管理職というのは、課長、室長、副室長級で、保育園の園長とかもあるわけです。

それで、まず、課長級から言いますと、16名のうち、1名が女性。

それから、室長級につきましては、36名のうち、10名。

それから、副室長級、保育園の園長につきましては、5名が管理職ということになりまして、全体では管理職 57 名中、16 名が管理職ということで、28%ぐらいということになります。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 縮充という形で、まちづくりをしていくと、これは、町民は、当然もとよりですけども、役場の方たちも、その考え方に立っていく。その時に、結局、縮のほうだけが立ってしまって、ローテーションなんかで十分な、やっぱり声が聴けなかったりとか、女性管理職の問題も同様なところがありますので、今後のところで、やっぱり、縮充で、一度やっぱり地元中の地元のところを、まず、考えていただきたいと思います。

4 点目の山林の町有林化ですけども、森林再生のあるべき姿を示すことができたかということなんですけれども、これは、JIA がユーカリを植えていくということについて、育苗ハウスもつくったりということなんですけれども、補助金をもらう。NEDO のところには計画書が出ていると。だけど、町との共有化とか、5 年、10 年、町長が言われている森林再生というのは、本当に 50 年、60 年先ですから、これは、やっぱり詳細な計画は、なかなか立てられないと、それは、よく理解できます。

しかし、この JIA が共同事業で協定書を結んである、この 5 年間、6 年間、あるいは、この 10 年間、この計画というのは、きちんと示していくというふうなところが必要なのではないかなというふうに思うんですけども。

で、まず、JIA は、なぜ、ここに窓口を置かないんでしょう。要するに、JIA のこと、ユーカリ事業について、直接、聞きたいという方、JIA が、ここに職員を置いて、常駐させて、事務所を置くということが普通ではないかなというふうに思うんです。いかがですか。

議長（千種和英君） すみません。ちょっと、いいですか。

午後 5 時になりましたが、廣利議員の一般質問が終わるまで、時間を延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 異議がありませんので、一般質問を続行します。

それでは、答弁お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 佐用町だけではなくて、日本の国、その山林が、非常にこういう状況になっている。こういう再生という問題。これをいかに今後、山林を管理、維持、整備

していくか、そういう大きな課題の中で、JIA と取り組んでいるユーカリ植栽、これは、まず、その部分の中の、ごくごく一部です。この JIA さんがやってくれている、このユーカリ事業だけで佐用町の山林、森林が再生できたりするものではございませんし、そんな企業の力で、今、佐用町の森林が大きく変わるといことは、これを求めても、これは、なかなか難しい。

ただ、少しでも、今、こういう状況になっている中で、新しい再生への道筋を探りたい。つくりたいと、こういう研究をやりながら、JIA さんがやってくれている事業に対して、私たちは、一緒に協力したり、支援をしてやらせていただいているというところは、ご理解をいただきたいと思います。

ですから、事務所を置いたり、人がいない。窓口の人がいない。それは、JIA さんにしたって、かなり大きな、ある意味では会社ですけれども、この事業だけ見たら、それは会社として、この事業の、今の状況、少なくとも、いろんな資金、資本を、今、投入するばかりで、なかなか採算が、当然、取れているような状況にはなっておりませんし、今後、そんなに簡単に、この事業から収益を上げていくというのは、本当に、先の先の、そういう長い目で考えてやっていただかなければできない事業です。

だから、簡単に人を置いたらいいんだと。人を、窓口を置いて、その内容的に、大きな人を使い、たくさんの事業をやっているのであれば、それを管理する人が、ここに常駐はしてくるでしょうけども、そういうふうになってほしいですけどね。将来は。

しかし、今の段階で、そんな人材を、事務所を構えて、それに人を配置するというようなことを求めても、それは、会社の経営としては、全く、それは難しい、できないというようなことは、私たちは、逆に、まず、こちらのほうは理解をしなきゃいけない問題ではないかなと思います。

ですから、そういう事業としては、町としても、非常に大きな関係があり、町にとっても大事な問題ですから、農林振興課、担当者のほうが、役場の事業、役場としても、できるところは一緒に、いろいろと連絡を取り合ったり、話を聞いて、皆さんにも説明をしたり、その窓口としても、その代わりの役割を果たしていくと、これが町としてできる協力なんですから、そこは理解いただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 早生樹のユーカリを使う。目的のところ、使途ですけれども、昨日の一般質問、山本議員に対する一般質問の答弁で、町長は、ユーカリの使途については、バイオマス発電の燃料、パルプ用材、コアラの餌、ユーカリオイルアロマと 4 つ示されているわけですが、我々が議会で、町長が述べられたのは、バイオマス発電で、佐用町内にバイオマス発電所をつくるという話を聞きました。

それから後、パルプ用材というところまでは聞いたんですけれども、結局、その町民の皆さんも、何に使うのというところがありますので、このアロマオイルのところまで、目的のところ、今時点、広がっている。あるいは、結局、バイオマス発電については、具体的なところが何も示されていません。何を目的にユーカリを植えていくのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵逄典章君） 昨日のご質問には、ユーカリというのは、どういう用途で使っているかということの可能性ですよね。

私は、そういう中で、前から申し上げておった、少なくとも、一番大きく可能性、使えるのはバイオマス燃料、燃料として使う。そして、後はパルプとしても、これは使っている。

ただ、ユーカリという木は、当然、皆さんもご存じのように、コアラの餌にもなるわけで、国内にも、そうしたコアラを飼っているところがあって、それを求められるところもあります。そういうことにも、ユーカリというのは使えますよと。

それから、アロマオイルについても、ユーカリもオイル、アロマオイルというのは、オーストラリアなんかでは精製されております。だから、そういうことにも使う可能性はありますということを申し上げたので、それを、JIA が、その事業の中で、今後、そういうものに取り組むんだというようなことを申し上げたつもりはありません。

それは、私の言い方も悪かったのかもしれませんが、ご質問で、どういうことに使えるのかという話でしたから、こういうことには使えますということです。

で、しかも、これから、まず、今、考えているのは、やはり、発電燃料、バイオマス燃料としての、今、ユーカリを活用して、そうしたバイオマス発電所の将来的には、そこで発電によって、事業として取り組んでいきたいというのは、これは JIA さんの当面の目標、目的だというふうに、私も理解はしております。

それを、町内なり、どこかに、そうした発電所を建設をしたいという考え方は、当然、持っておられます。

ただ、なかなか、これも、条件があって、売電ができる送電線の空きがないといけなとか、用地がないといけなとか、それから、燃料についても、当然、今、植えたのが、すぐに使えるわけではありませんし、今、つくろうとすれば、相当の範囲から木材を、そういう材料を、どんどんと安定的に供給してもらう体制ができない。そういう実施はできませんので、それは、簡単なものではないですけれども、目標としては、そういうところにあるということです。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） テレビをご覧になった方が、そんな話は聞いていないなという話だったんですけれども、一般的にユーカリの使い方としては、そういう 4 つがあるという例示の中であつたというふうに、分かりました。その点については、理解しました。

もう 1 つは、ユーカリ植栽を来年度、新年度も植えられる。環境のことについて、水質検査とか土壌検査等を、どんな変化があつたかということについては、何に、どんな危険なものが含まれているかということ、先、示せということですけれども、環境の変化ということであるなら、やはり、今現在、植える前の状況を、きちんと、やっぱり調べておくということ。それから、途中がどうなったかということ。それから、あわせて、動植物の生態系が変わっていないのか。今の現状。それから、途中の状況と。これは、やっぱり、環境の変化として、当然のこととして、これは普通、これはやるべきではないかなというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

普通、森林施業、今日も、いろいろと分収林の質問もありましたけれどもね、公社造林とか、公団造林、町行造林、そういう造林する時でも、全く、そういうことを普通はやりません。これは、あえて、今の環境問題と、環境変化の中で、そうした事前の調査をするというのは、新たに、そこにものを燃やしたり、また、そこに新しく工場で、新たな、また、化学物質が排出されたり、そういうものをつくる場合には、当然、環境調査というのをやります。にしはりまのごみの処理場でも、これも毎年、環境影響調査というのをやっておりますけれども、それを、山の木を植え替えたり、山を整備していく中で、同じ地球上に、長年、ここで生まれてきた樹木、それは、外来種であろうが、国内にあった木であろうが、同じ光合成によって、木は生まれて、成長しております。そういうものを植えるのに、そんな環境影響調査をして、そこまで、大体的に、何百ヘクタール、大きな大開発をするんだったら、その開発に伴う環境影響調査というのは必要になるんですけれどもね、山に、また、山に木を植えるというようなことで、やった例は、私は、聞いておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君）

廣利一志議員。

10 番（廣利一志君）

我々も専門家の方に聞きまして、これは、やっぱり外来種を植える際には、これは、やっぱり必要だということですので、これは資料をお出ししますので、ぜひ検討してください。

最後の5点目のところを、質問をさせていただきます。

いわゆる県政の混乱に対して、3者での声明、今回は共同声明を県と市長会、町村会でされるということで、前は22市長がされたわけですがけれども、それとは違うということなんですけれども、根は、県政の混乱ということで、何とかしないといけないなというところがあったんじゃないかなと思うんですけれども、それ、ちょっと、確かに、中のことについては、あれですが、町村会の中では、そういう声明を出そうという話はなかったのか、あるいは、町村会長の庵途町長が、それは、会長権限で、それは、出さないというふうに決められたのか、そのあたりは、教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

出さないということは決めておりません。

あの22人の市長が集まって、ああした会見をされる。それに対して、そこに参加するかしないかというのは、皆さんに、相談する時間もないし、私が、町村会長として、そういう町村会も、そこに参加としてどうですかということのお話はありましたからね、今、あの段階で、そういう行動を取ることは、先ほど、申しましたように、かえって、いろいろな問題を起こすだろうと、そういうことは予測されましたから、私は、それには参加をしませんという回答をさせていただいて、そのことについては、後から、町村会の理事会した時に、こういうことで、話はさせていただきましたということは、町村会の会員の皆さ

んにはお話をしております。

それから、その出す、出さんは、SNS に対する誹謗中傷に対しての、こういうことは、絶対に、もう、認めることはできない。やめるべきだということの声明。これについては、町村会だけではなくて、知事との県政懇話会、これは全部の市町長が集まって、知事幹部との県懇話会があって、その時に、川西の市長から、そういう提案があって、そして、その時に、皆さん、そういう状況、これはもう看過できないと、みんなで、このことについては、やはり声明を出して、こういう状況というのは、早く收拾していかなきゃいけないという話があって、それは、その時に、知事もね、皆さんと一緒に考えて出そうという話にもなりましたし、その時には、私だけじゃなくって、ほかの町長も参加をしておりますからね、ですから、それはそれで、みんなで、3 者で声明を出すという方向は、基本的には決めた。

その内容については、その後、市長会と町村会、そして県との中で、調整をして、その声明の内容は決めましょうという話にはなったんですね。はい。

ただ、それが、未だにできておりません。

というのは、それは、今の状況見てもらって分かるように、知事もなかなか、そういう声明を出すことについての、積極的な話はありませんでしたから、今出してみても、あまり効果がないんじゃないかというようなことで、未だに、そのことは実現できておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 県政の混乱が続いているという認識は、今もそういう認識なんですね。

それと、もう 1 つは、22 市長が共同歩調を取られて、声明、記者会見をされたんですけど、その時には、事後には報告されたけども、町村会の中の皆さんからは、22 市町と共同歩調をとっている話はなかったんですね。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、そういう皆さんから、後から、参加しておけばよかったのというような話はありませんし、いわば、ああして、後から、いろいろと首長が、そういう選挙という、そういう問題の中に、職権を行使するようなことは、やっぱり批判される。これは、言わば、そういうところに参加しなかったのはよかったのではないかという意見のほうが強いです。意見がありましたけれどもね。

ただ、こういう問題は、ここで、あまり議論すべき話でもないと思いますけどもね。はい。

〔廣利君「混乱は」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 県政の混乱というのは、皆さん、見られたとおり、毎日のように、まだ、あれだけ、いろいろなネットが、いろいろとニュースで出てくるということは、やは

り普通じゃないという。これは、誰もが分かっている。何とか、ああいう、毎日、毎日、同じようなことが出てこないようにして、静かに、やっぱり行政、やるべきことは、仕事をしたいという、これは職員の皆さんも同じ思いだと思いますよ。はい。

10 番（廣利一志君） 以上で、私の質問は終わります。

議長（千種和英君） 廣利一志議員の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は終了しました。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。議事の都合により、3月14日から18日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。
次の本会議は、3月19日、水曜日、午前9時30分より再開します。
本日は、これで散会といたします。御苦労さまでした。

午後05時18分 散会
